

平成 22 年第 3 回 城里町議会定例会会議録

平成 22 年 9 月 7 日 開会
平成 22 年 9 月 15 日 閉会

城 里 町 議 会

平成22年第3回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・ 町民憲章唱和	8
・ 議長あいさつ	8
・ 議員の出欠	9
・ 開会の宣告	9
・ 開議の宣告	9
・ 諸般の報告	9
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	9
・ 町長あいさつ	10
・ 承認第13号～議案第57号 一括上程、提案理由説明	11
・ 監査委員決算審査意見報告	14
・ 質疑	16
・ 決算特別委員会の設置・委員会付託	16
・ 決算特別委員会委員の選任	17
・ 決算特別委員会正副委員長の報告	17
・ 陳情第2号及び陳情第3号 委員会付託	17
・ 散会の宣告	18
○ 散会	18

会 議 録 第 2 号

○ 日時	21
○ 出席並びに欠席議員	21
○ 説明のため出席した者の職氏名	21
○ 職務のため出席した者の職氏名	22
○ 議事日程	22
○ 本日の会議に付した事件	22
○ 開議	22
・ 議員の出欠	22
・ 開議の宣告	22
・ 議事日程の報告	22
・ 一般質問	23
5 番 関 誠一郎君	23
1 番 菌部 一君	32
11番 杉山 清君	39
6 番 加藤文夫君	51
8 番 桐原健一君	57
・ 散会の宣告	60
○ 散会	60

会 議 録 第 3 号

○ 日時	61
○ 出席並びに欠席議員	61
○ 説明のため出席した者の職氏名	61
○ 職務のため出席した者の職氏名	62
○ 議事日程	62
○ 本日の会議に付した事件	63
○ 開議	64
・ 議員の出欠	64
・ 開議の宣告	64
・ 議事日程の報告	65
・ 承認第13号 質疑	65
・ 議案第35号 質疑	65

・ 議案第36号 質疑	65
・ 議案第37号 質疑	65
・ 議案第38号 質疑	66
・ 議案第39号 質疑	66
・ 議案第40号 質疑	66
・ 議案第41号 質疑	68
・ 議案第42号 質疑	68
・ 議案第43号 質疑	68
・ 議案第44号 質疑	68
・ 議案第45号 質疑	68
・ 議案第46号 質疑	68
・ 議案第47号 質疑	69
・ 議案第48号 質疑	69
・ 議案第49号～議案第57号 委員長報告	69
・ 討論	70
・ 採決	73
・ 陳情第2号 委員長報告、採決	78
・ 日程追加	79
・ 発議第2号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	79
・ 陳情第3号 委員長報告、採決	80
・ 日程追加	81
・ 発議第3号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	82
・ 閉会中の所掌事務調査について	83
・ 報告第11号 委員長報告	83
・ 報告第12号 委員長報告	84
・ 報告第13号及び報告第14号	85
・ 町長あいさつ	85
・ 議長あいさつ	86
・ 閉会の宣告	86
○ 閉会	86

平成２２年城里町告示第８０号

平成２２年第３回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２２年８月３０日

城里町長 阿久津 藤 男

１．日 時 平成２２年９月７日（火）午前１０時

２．場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成 2 2 年第 3 回城里町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
1	9 月 7 日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎質疑 ◎議案、陳情委員会付託 ◎散会
2	9 月 8 日	水	休 会	決算特別委員会（総務民生）
3	9 月 9 日	木	休 会	決算特別委員会（教育産業）
4	9 月 10 日	金	休 会	議案調査
5	9 月 11 日	土	休 会	議案調査
6	9 月 12 日	日	休 会	議案調査
7	9 月 13 日	月	本会議	◎開議 ◎一般質問 ◎散会
8	9 月 14 日	火	休 会	議案整理
9	9 月 15 日	水	本会議	◎開議 ◎委員会報告、質疑、討論、採決 ◎陳情、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	1 0 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	1 1 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	1 2 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	1 3 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	1 5 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	1 6 番	小 塚 孝 君

1. 不応招議員

な し

平成22年第3回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成22年9月7日 午前10時00分開会

1. 出席議員

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	高 橋 洋 造
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	加倉井 一 史
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成22年9月7日（火曜日）

午前10時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて（平成22年度城里町一般会計補正予算第2号） |
| 日程第4 | 議案第35号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第36号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第37号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第38号 工事委託契約の締結について |
| 日程第8 | 議案第39号 城里町公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第40号 城里町過疎地域自立促進計画について |
| 日程第10 | 議案第41号 町道路線の認定について |
| 日程第11 | 議案第42号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第43号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第44号 平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 議案第45号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第15 | 議案第46号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |

- 日程第16 議案第47号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第48号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第19 議案第50号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第51号 平成21年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第52号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第53号 平成21年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第54号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第55号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第25 議案第56号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第26 議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第27 陳情第2号 「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出」に関する陳情
- 日程第28 陳情第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書
- 日程第29 報告第11号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第30 報告第12号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第31 報告第13号 平成21年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第32 報告第14号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第13号
- 議案第35号
- 議案第36号
- 議案第37号
- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号

議案第44号
議案第45号
議案第46号
議案第47号
議案第48号
議案第49号
議案第50号
議案第51号
議案第52号
議案第53号
議案第54号
議案第55号
議案第56号
議案第57号
陳情第2号
陳情第3号

午前10時00分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立をお願いします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力大変ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 平成22年第3回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算、決算認定などをご審議いただく会議であります。

よろしくご審議をお願いするものでございます。

なお、6月から9月まで実施しております「夏の軽装」クールビズへの対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は16名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第3回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。
6月、7月、8月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

1番	菌部	一君
2番	余水紀夫	君
3番	三村孝信	君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

去る8月31日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

今期定例会に提案されます承認1件、議案23件、陳情2件、報告4件、合わせて30件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から9月15日までの9日間とすることに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から9月15日までの9日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人1名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成22年第3回議会定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多用の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

今年は、春先の長雨に加えてエルニーニョ現象など、十年に一度といわれております猛暑により連日暑い日が続き、実りの秋を迎える今日、農作物のできばえが心配されるところであります。

本定例会は、一般会計補正予算、条例改正、工事委託契約、公の施設の指定管理者の指定、過疎地域自立促進計画などのほか、平成21年度決算認定9件であります。公の施設の指定管理者の指定については、町指定管理者候補者選定委員会の答申を受け、また、過疎地域自立促進計画については、過日ご説明したものであります。

慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のあいさついたします。よろしくご審議お願い申し上げます。

-
- 承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて（平成22年度城里町一般会計補正予算第2号）
- 議案第35号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 工事委託契約の締結について
- 議案第39号 城里町公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第40号 城里町過疎地域自立促進計画について
- 議案第41号 町道路線の認定について
- 議案第42号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第43号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第48号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定について
- 議案第50号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第51号 平成21年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第52号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 議案第53号 平成21年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第54号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第55号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第56号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について

議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） これより、日程第3、承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて（平成22年度城里町一般会計補正予算第2号）から日程第26、議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定についての24議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成22年第3回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第13号 専決処分第13号 平成22年度城里町一般会計補正予算第2号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,463万9,000円としたものです。

歳入では、繰越金を追加したものです。

歳出では、総務費を追加したものです。

次に、議案第35号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において、育児休業等に係る勤務時間及び休暇等の人事院規則が改正され、平成22年6月30日から施行されたことに伴い、町条例を改正するものです。

また、人事院規則の改正に伴い、職員の勤務時間について町条例を改正し、平成23年1月1日から施行するものです。

次に、議案第36号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において、育児休業等に係る人事院規則が改正され、平成22年6月30日から施行されたことに伴い、町条例を改正するものです。

次に、議案第37号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、関係する町条例を改正し、平成23年1月1日から施行するものです。

次に、議案第38号 工事委託契約の締結についてであります。平成22年度町道1号線（徳蔵倉見線）合併支援道路整備事業の委託契約について、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第39号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第3項の規定により、町内6件の公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第40号 城里町過疎地域自立促進計画についてであります。過疎地域自立促進特別措置法が改正され、施行されたことに伴い、同法第6条第2項の規定により、平

成22年度から平成27年度までの過疎地域自立促進計画を策定したので、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第41号 町道路線の認定についてであります。大字石塚地内町道1531号線及び町道1532号線について、寄附を受けたことに伴い、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、それぞれ認定をするものです。

次に、議案第42号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,986万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,450万1,000円とするものです。

歳入では、地方譲与税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び町債を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、議会費、総務費、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費を追加し、民生費及び衛生費を減額するものです。

次に、議案第43号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,283万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,456万1,000円とするものです。

歳入では、療養給付費交付金、繰入金、繰越金を追加するものです。

歳出では、総務費及び保険給付費を追加するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ390万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,938万3,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、診療収入を減額するものです。

歳出では、総務費、医業費及び施設整備費を追加するものです。

次に、議案第44号 平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97万5,000円とするものです。

歳入では、支払基金交付金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

次に、議案第45号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ148万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億891万6,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

次に、議案第46号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ817万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億915万9,000円とするも

のです。

歳入では、県支出金及び繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、保険給付費及び諸支出金を追加し、総務費及び地域支援事業費を減額するものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ569万7,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

次に、議案第47号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ953万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,127万円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、繰入金及び繰越金を追加し、国庫支出金及び町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費を追加するものです。

次に、議案第48号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,756万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,766万7,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金、繰越金及び町債を追加するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加するものです。

次に、議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定について、議案第50号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第51号 平成21年度城里町老人保健特別会計決算認定について、議案第52号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第53号 平成21年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第54号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について、議案第55号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第56号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について、議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定についてありますが、これら9議案につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成22年8月3日から実施された決算審査を経て、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

以上、24議案の概要について一括ご説明申し上げます。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

監査委員決算審査意見報告

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程第18、議案第49号から日程第26、議案第57号の平

成21年度各会計の決算認定につきましては、監査委員の決算審査を経ておりますので、代表監査委員より決算審査の意見を求めます。

代表監査委員一木邦彦君。

〔代表監査委員一木邦彦登壇〕

○代表監査委員（一木邦彦君） 監査委員を代表いたしまして、平成21年度城里町の各会計の決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成21年度城里町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳出歳入決算並びに基金運用状況、その他政令で定める書類を審査した結果、各会計とも計数的に正確であり、証拠書類もよく整備され、適正に処理されております。基金についても適法に運用されていることを確認いたしました。

まず、決算収支についてであります。財政運営の良否を判断するための重要なポイントである実質収支については、一般会計の実質収支が1億3,543万5,000円で、実質収支比率は1.9%となっております。

一方で、歳出決算においては、一般会計と特別会計を合わせた不用額の合計が、前年度より21.1%増の1億2,939万1,000円と、多額になっております。これは事業執行時における経費節減の結果と思われますが、限られた財源の効率的な運用を図るため、決算見込みを的確に把握し予算を補正するなど、適切な事務処理を行うよう改善を望むものであります。

また、地方財政の厳しい状況の続く中、特に地方分権に伴う税源移譲等により、自主財源の確保が地方自治体にとって重要な課題でございます。財政計画により持続性のある行政運営の見通しを図ることが緊要であります。

平成21年度の本町における自主財源比率を見ると、28.3%と3割を下回り、前年より低くなっております。一方で、収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より307万2,000円増の5億4,774万7,000円と年々増加してきており、特に一般会計においては2億7,387万2,000円の収入未済額が出ております。

未収金対策については、全職員が危機意識を強く持って、他の部署との連携を密にし、滞納者には早期に対応して、悪質な滞納者には滞納は絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、法的措置を講ずるなど、さらに実効性のある収納対策を図り、滞納の解消、収納率の向上に引き続き努力されるよう強くお願いいたします。

加えて、不能欠損額は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より813万1,000円減少しているものの、4,804万円の不能欠損処分が行われております。不能欠損処分は、自主財源確保の観点からも大変な損失であり、納税者等には不公平感を抱かせるものでございます。不能欠損に至らぬよう早期の滞納整理に努め、また、執行停止の措置をとるなど、その処分については法令等の趣旨に沿って、引き続き厳正に運用していただきたいと存じます。

す。

また、水道事業会計においても、収入未済額が6,371万7,000円と増加しており、129万1,000円の不能欠損処分が行われております。公営企業会計は独立採算制が原則でございます。収入未済額の増加は経営圧迫の原因にもなります。平成22年度からは簡易水道事業も統合されますので、収入未済額の解消について全力で対処し、事業の健全経営により一層努めていただきたいと存じます。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださるようお願い申し上げます。

以上が平成21年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります。町政進展のため、なお一層のご努力をお願いいたしますのでございます。

質 疑

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

議案第49号から議案第57号の平成21年度城里町9会計決算認定についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定についてから議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定についてに関する質疑を終結いたします。

決算特別委員会の設置・委員会付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第49号から議案第57号の9件についてお諮りいたします。

議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定についてから議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、会期中に審査したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第57号については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

○議長（小松崎三夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中にただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を、議員控室においてお

願いたいと思います。

午前 10 時 30 分休憩

午前 10 時 50 分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会委員の選任

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1 番 藺部 一君、2 番 余水紀夫君、3 番 三村孝信君、4 番 河原井大介君、5 番 関 誠一郎君、6 番 加藤文夫君、7 番 阿久津則男君、8 番 桐原健一君、9 番 小林祥宏君、10 番 南條治君、11 番 杉山 清君、12 番 三村由利子君、14 番 鯉渕秀雄君、15 番 根本正典君、16 番 小坪孝君の以上 15 名の諸君を決算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 15 名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（小松崎三夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

午前 10 時 52 分休憩

午前 10 時 53 分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に 9 番 小林祥宏君、副委員長に 10 番 南條 治君が選任されましたので、ご報告いたします。

陳情第 2 号 「県立高校の存続と高校の 30 人以下学級実現を求める意見書提出」に関する陳情

陳情第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第27、陳情第2号 「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出」に関する陳情及び日程第28、陳情第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書の取り扱いについて、南條議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第2号及び陳情第3号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第2号及び陳情第3号の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、陳情第2号 「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出」に関する陳情につきましては教育産業常任委員会へ、陳情第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書については総務民生常任委員会へとそれぞれ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言のとおり、陳情第2号については教育産業常任委員会へ、陳情第3号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号については教育産業常任委員会へ、陳情第3号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす8日から12日までは休会ですが、8日から9日までの2日間は決算審査のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるようよろしくお願いいたします。

次の会議は、7日目の13日午前10時に再開し、通告第1号、5番関 誠一郎君の一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集くださるようよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前 10 時 56 分散会

平成22年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成22年9月13日 午前10時00分開議

1. 出席議員

1 番	菌 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	高 橋 洋 造
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	加倉井 一 史
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男

教育委員会事務局 長

茅 根 文 夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
局 長 補 佐
書 記

三 村 主
小 林 恵 子
川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成22年9月13日（月曜日）

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。遅刻議員、15番根本正典君。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人2名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議

事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問しないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、5番関 誠一郎君の発言を一問一答方式により許可いたします。
5番関 誠一郎君。

〔5番関 誠一郎君登壇〕

○5番（関 誠一郎君） それでは、一般質問に入る前に一言述べさせていただきたいと思います。

今、日本全国各地でいろいろ話題となっておる所在不明者、約23万人いるという中から、当該に漏れずこの町でも141歳を筆頭に70人いたということでもありますので、執行部におかれましては、速やかなる対応をよろしくお願いいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、第1点であります、町有地の管理について、宅地として利用できる土地の管理費は年間幾ら支出しているのかというこの質問に関して、これは本当に申しわけなかったんですけども、今、執行部とも協議した中で、3点に絞らせて質問させていただきたいと思います。

まず、土地の管理についてですが、舟渡団地の土地の管理費、そして、旧沢山診療所の管理費は幾らぐらいかかっているのか。そしてまた、その跡地の問題、どのように今後考えているのか答弁をよろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 5番の関 誠一郎議員の質問にご答弁いたしたいと思います。

ただいま町営舟渡団地についての管理費用等につきまして、どの程度かかっているのかというようなことでございますが、現在、町営の舟渡団地につきましては、行政財産ということで扱っておりまして、できるだけ早い時期に団地内にあります集会所の活用方法等考えまして、普通財産に切りかえをして、議会のご意見等も踏まえながら有効な土地の活用ができるよう検討してまいりたいと考えております。

舟渡団地は、今、行政財産ということで、一般財産ではないものですからここには出ていないのですが、担当課長のほうから説明させます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

○都市建設課長（栗林俊一君） 舟渡団地につきましては、平成20年度より住宅の解体に着手し、経済対策交付金等の活用によりまして、平成21年度までの2カ年で全体の解体を完了しております。

また、同敷地内に残る集会所につきましては、地元下坪からの要望に基づき、区の集会所としての使用を許可している状況でございます。

当該跡地については、分譲などいろいろな考えを含めて、また、地元の意向などを勘案しながら今後の有効な活用を検討してまいります。

また、管理費についてでございますが、今現在、管理費についてはかかっておりません。草刈り等そういったメンテナンスにつきましては、職員が直営で行っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） ありがとうございます。

この問題をどうして質問の対象として私が挙げたかといいますと、やはり町の財政というものは非常に厳しいものを持っております。起債で200億円もあるというような厳しい状況、財政の中で、ただ単に草刈りをして管理費だけを払っている遊休土地をいかに活用、それにはやはり住宅の建設、そして、税収の増収というような形、これが一番ベストではないかと。

ちなみに、行政で不特定多数に土地を販売する場合は、普通なら許可が必要なんですけれども、行政に関しては一般的に公募を求めて販売することができるということでありますので、今、課長から答弁がありましたように、分譲、これを第一前提と考え、住民の増とか、そして、税収の増を図るようよろしくお願いするところであります。

それと、沢山診療所の管理費について出ていませんが、再度お聞きします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 宅地として利用できる町有地につきましては、現在6カ所が可能ではないかと考えております。そういう中に常北地区の旧長峯住宅跡地、それから、みどり保育園跡地、給食センター跡地、古内の交番跡地の4カ所、それから、ただいまお話がありましたように、桂地区では旧診療所の跡地1カ所、七会地区では旧営林署跡地1カ所の計6カ所でございます。

これらの土地の管理につきましては、年2回除草作業をしておるわけでございますが、

平成22年度は2万8,350平方メートル、合わせてそういう計算になるわけですが、153万5,100円で発注をいたしております。

旧診療所の沢山跡地のところの経費につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 沢山診療所の跡地だけでの発注はしておりませんので、今、町長がお答えしましたように、町の宅地として活用できる場所、6カ所ほどの名前が挙がりましたが、経費節減のため一括発注でやっておりますので、その中で平成22年度につきましては、今、町長が申し上げましたように153万5,100円で発注をいたしまして、6カ所を年2回の除草で管理をしております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番 関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） わかりました。

いずれにしても、この153万円といっても毎年のことであります。非常に財政の厳しい中、何らかの方法で活用するということを前提に、執行部の皆さんにおかれましては、前向きに考え、検討していただきたいと思います。

最後に、私の要望であります。今回の質問として載せておりませんが、公園墓地の跡地の利用についても、町長として前向きに考えていただくよう要望して、1点目の質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、第2点でございますが、サテライト水戸からの交付金についてでございますが、これはサテライトができたのは平成10年でしたか、それにより1%の交付金というような形で、今までに総額幾らぐらいになったのか。そしてまた、基金としてどのぐらい残っているのかをお伺いします。

2番目に、サテライト水戸への報告、いわゆる何十億円というような形で交付金をいただいているわけでございますが、サテライト水戸への報告という形でしているのかどうか。その2点をお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） サテライト水戸からの交付金につきましての質問でございますが、サテライト水戸が営業を開始しまして、平成10年8月から平成22年8月までの交付金の総額につきましては、24億6,364万407円という金額になっておるわけでございます。

そういう中で、この競輪場外車券売り場の交付金として受けているわけでございますが、その交付金の受け入れについては、特定の目的基金である公共施設整備基金を設置して、積み立てを行っているところでございます。積立額につきましては、毎年の予算で定めておるわけでございます。

基金の積み立て等につきましては、担当課長のほうから説明させます。

また、交付金のサテライト水戸への報告はしているのかということでございますが、各年度の使途についての報告はしておりません。ただし、サテライト水戸の収益の一部が管理施行者から交付金として町に入ってくるわけでありまして、この交付金による町の活性化が図られていることも事実でございます。私は、町長になりましてから、サテライトに何回か行っているいろいろお話を聞いたり、また、お礼を言ったりしていることも皆様方にご報告をしておきたいと思っております。

それから、交付金として現在残っている金額等につきましても、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

○企画財政課長（阿久津保巳君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

サテライトの売上金につきましては、町で、城里町公共施設整備基金条例を設置しまして、基金を積み立てて活用をしております。平成21年度末の整備基金の残高につきましては、8億2,170万円の残高であります。

また、積み立てた基金の活用につきましては、予算編成により基金から一般会計に繰り入れを行いまして、保健福祉事業を初め教育事業、その他施設整備基金の財源といたしまして、町民の福祉向上のために基金条例の目的に沿った活用をしているところであります。以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 大体概要はわかりましたけれども、議員としては本当に恥ずかしい話で、どのような形で使われているのかということが、今回を機に見えてきたわけでございますが、やはり町民に対してもなかなか見えてこない。この1%の交付金というのは本当にありがたい交付金でありまして、喫緊のもので結構でございますので、この基金のもとにこういうものを今進行中なんだというものがあれば教えていただきたいと思います。

2 回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 中学校の建設というものを平成22年度、平成23年度に分けて計画を立て、平成22年度から中学校の建設が始まったわけでございますが、そういう中学校の建設等にその基金を建設費の中に入れて使っているのが現状でございます。

○5 番（関 誠一郎君） そういう状況で、身近なものに利用されているということに対して、もしできれば広報あたりで、こういう形で使われているよというような方向を示していただければありがたいと思います。

以上で、2 番目のサテライト水戸の交付金について質問を終わりにしたいと思います。

続きまして、水道事業についてであります、桂、常北地区の浄水場の老朽化の対応ということでありますが、平成22年度で七会の水道事業がほぼ完了するということで、七会地区の水不足の解消というものは解決するのではと期待しておりますが、桂浄水場におきましては、昭和49年に浄水場ができて、昭和50年に供用開始したと。常北に関してはそれより若干後に供用開始ということになっておりますが、特に桂の場合は、茨城県でも5本の指に入るという本当にきれいな水ということでございますので、そういう中で、住民の生活の第一である水が、万が一ポンプの故障等あった場合には、全く供給ができなくなるわけでございますので、約40年弱たちますこの施設の老朽化にとって、短期的中期的に整備する考えはあるのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 現在、城里町には5カ所の浄水場が稼働しておりまして、桂地区には赤沢浄水場と岩船浄水場の2カ所、常北地区には石塚浄水場と小松浄水場の2カ所がございます。このうち建設から34年を経過している赤沢浄水場と岩船浄水場が桂地区にあるわけでございますが、2カ所の老朽化が進んでいるところから、平成22年度の予算に実施設計費を計上しまして、施設の改修を今予定しているところでございます。今後とも必要な財源を確保しまして、計画的に整備を進め、水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それで、老朽化への対応ということで、赤沢と岩船浄水場の改修の実施設計業務委託料として4,072万円、土地の購入に699万9,000円等を計上しておるかと思っております。

詳細につきましては、課長のほうから説明させますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 水道課長関谷一美君。

〔水道課長関谷一美君登壇〕

○水道課長（関谷一美君） 5番副議員のご質問にお答えします。

まず、桂地区の浄水場ですが、赤沢浄水場、昭和51年度供用開始で、供用開始から34年経過しております。岩船浄水場、昭和51年度供用開始、供用開始から34年経過しております。常北地区です。石塚浄水場、昭和62年度供用開始、供用開始から23年経過しております。小松浄水場、平成8年度供用開始、供用開始から14年経過しております。

いずれも老朽化が進んでおります。特に赤沢、岩船浄水場につきましては、電気、機械設備等の老朽化が進み、安定供給の維持に不安が出ている状況でございます。

なお、現在の改修計画の状況でございますが、設計委託に必要な既存施設の基礎調査ということでございます。主に現状の給水区域、それから、計画に対する実施、使用状況、同じく給水人口、それから、給水量等々につきまして、現状の把握に時間をかけている状況でございます。

以上、答弁を終わります。

○議長（小松崎三夫君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 調査費用ということで、予算を計上したということで、ここで一つ安心した部分がございますが、この水道事業におきまして、第1次城里町総合計画の中で、浄水場の連結、緊急連結管の増設をという形ではありますが、この緊急導水の連結を短期的に計画しているのかどうか。その点を再度お伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 水道事業はそれぞれ個別になっておりますと、その地区が何かの故障で送水できなくなってしまうというようなこともこれからの中で起こり得ることだろうと思っております。そういうことで、将来的にはつながるものであれば、城里地区全域とはいかないまでも、ある程度の期間をもってつないでいくということも考えておりますが、それがどの時期になるのかということでございますれば、答弁はちょっとできないんですが、そういう気持ちでおるところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） いずれにしても、安定供給のため、これからもなお一層の努力をしていただきたいと思います。

まず、その緊急連結に関してでございますが、一つ問題点があるということを私は気づいたのでございますが、常北浄水場において那珂川から取水しているということでございますが、この那珂川の問題は、今、霞ヶ浦導水とか、いろいろな形で進んでおります。そしてまた、水利権についてまだ暫定の水利権であるということは、これは大きな問題点でございますので、その緊急連結管については、なお一層慎重に考えていただきまして、よりよい安定供給のためにご努力をお願いしたいということを要望いたしまして、水道事業についての質問を終結したいと思います。

続きまして、4 番目のうぐいすの里の今後の活用について。

1 番として、今年はプールを閉鎖しましたが、今後プールの開放、それとも今後ともプールを使用できないというような状況になるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） うぐいすの里につきましては、昭和61年にオープン以来、24年が経過いたしまして、年間約1万2,000人の利用者がございました。屋外プールにつきましては、平成7年度から供用を開始し、毎年、夏期限定で約40日間開業をしておったわけでございます。平成21年度のプール利用者数は約2,500人でしたが、本年度屋外プールの営業を見送った経過といたしましては、築15年が経過いたしまして、利用者数が年々減少する一方、プール監視を含めて設備の管理委託、修繕費等の費用が増大しており

ますので、今回プールの利用停止をいたしたわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） プールに関して言いますと、昨年度のプールの使用料金は64万6,000円でしたか、それに対して工事費用が300万円かかると。費用対効果の中でなかなか難しい。そしてまた、利用者も半分になってきているという現状で、それも仕方がないのかなという考えでおります。

ただ、うぐいすの里全体を考えまして、今後どういう方向でいくのか。おふろは直さない。ケビンも直さない。そういう中で、あそこは借地があるわけです。グラウンド等は町有地でございますが、その借地に係る費用が年間約200万円と。土地使用料が200万円かかっております。そういう中で、平成26年までの契約がございますが、それ以降のことについて、借地としてどのように考えているのか再度お伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） こういう施設につきまして、七会にも山びこの郷がございます。また、桂にはうぐいすの里、そして、常北にもあるわけでございますが、やはり町のスリム化ということを考えていけば、先々こういうのも処分していかなければならないのかなと、私は思っておりますので、それもまた、申しわけないんですが、いつということにはならないんですが、処分していければそういう方向でまいりたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 将来的な考えからやはり町長の言うとおりのかもしれないと、私は同調する部分もございますが、借地の契約には本当に複雑なものが含んでおります。原状回復とか、いろいろなことがあると思いますので、その辺を慎重に考えて、うぐいすの里の借地の問題、前向きに検討していただきまして、このうぐいすの里の活用についての質問を終結したいと思います。

続きまして、モンゴル生受け入れについてでございますが、この問題は、私、5月ですか、教育長から相談を受けまして、どうだろうという話を受けました。そういう中で、私が提案したのは、モンゴルの出る子どもたちの地元の自治体、そしてまた、受けるこの城里町の自治体の中で協定というか、ある程度の文書を交わした中で受け入れるべきだということで、もしできればあと2カ月、3カ月延長してもいいのではないかと。もう少し環境を整備してから、安心して安全に受け入れてもいいのではないかとということで、教育長に申し入れてまいりましたが、議会の中でも町長からご報告がございました。報告があったけれども、その後、何月何日に来て、こういう形で何月何日に帰りましたという報告があってもよかったのかなというような気がいたします。この問題に対して気をもんだのは、私一人だけではないと思います。ですから、この場を借りまして、町長の感想、そして、教育長の感想をまずお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 今回のモンゴルからの留学生の受け入れについては、国際交流の一環として私は考えて、留学生にとりましても、本町の中学生にとりましても、ある程度よい影響を与えられたのかなという感じはしております。ただ、今、関議員のほうから言われましたように、もう少し慎重に構えて、そして、それぞれの受け入れる中学校の先生ともう少し話し合いをもって、そして、受け入れていけばよかったのかなという感じを持っております。将来にわたって、またそういう時期がまいりましたらば、最初の経験でございますので、そういうことも踏まえまして、それぞれの中学校の先生等と相談をしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 5 番関議員についてのご質問にご答弁させていただきたいと思っております。

今回のモンゴル生の受け入れにつきましては、今、関議員のほうからありましたように、いろいろなお忠告をいただきました。検討することをサボったわけではございませんけれども、時間の都合もございまして、受け入れのほうが先行してしまったというふうなことについては大変申しわけなかったというふうに思っております。

実質的には7月5日から22日まで、常北中に男子の生徒が1名、女子の生徒が1名、桂中に男子の生徒が2名、そして、七会中に女子の生徒が1名というふうな形で受け入れをさせていただきました。

諸準備が不徹底なことも多少あったんですが、中学校の対応を後で聞きますと、いろいろな部分で向こうのモンゴル生も、それから、町内の中学生にとっても非常に好印象の部分もあるんですが、反面なれないというところで、お互いにニアミスみたいなこともあったというふうには感じております。ただ、私どもとしては、両方の中学生、向こうの生徒さんは高校生の年齢の方もいらっしゃったんですが、一応友好的なお付き合いと言いましょいか、そういうことはできたのではないかというふうに私の感想としては思っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5 番関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 町長、教育長として、やはりもう少し検討する余地があったという答弁をいただきましたが、私は最初からそのことは申し上げていたとおりでございました。私は短期留学生ということで判断していましたが、これは多分県の教育委員会の答弁を私のところへ文書でくれたのかなと思いますが、ただの外国人旅行という形で受け取るというような形でございますので、やはり公共の学校へ入れるということは、本当に慎

重にしなければいけないと思いますし、現場サイドの校長は非常に苦労するのではないかなと思います。

一つ、私が調べた中で、こういう事例がございました。たまたま中学校の総体にぶつかりまして、常北中学校の先生方が少なくなったために面倒を見られなくなってしまったと。そこで、桂中で面倒を見てくれないかという形で、桂中で引き受けたと。でも、やはり1人、2人なら日本語が余りわかりませんので、雑談という形にはならないんですけれども、やはり数人集まると授業にならなくなってしまったと。そこで、学校の先生が近隣へ車で案内して歩いたというような現状があります。これは非常に危険なことでございます。

要するに、何かあった場合だれが責任を持つんだというようなことになってきますので、やはり町としてもしっかりとした対応、だれにつつかれても大丈夫なような対応、そういう環境整備をきちっとしてから、今後受け入れをしていただきたいということで、これ以上の質問はいたしません、なお慎重に対応していただいて、次回やるときにはそういうことのないように、しっかりとした形の中で、そして、友好的に留学生を受け入れられ、そしてまた、日本の給食費ももう町で出すんだよと。みんな来た方が負担するのではなくて、いやこういう町なんだよということもアピールできるような、そしてまた、城里町からその来たところへまた行けるような環境づくりにしていただきたいというのが私の実感でございます。

以上をもちまして、モンゴル生受け入れについての質問を終結したいと思います。

続きまして、学童保育についてでございますが、学童指導員というんですか、この学童指導員が少しトラブルを起こしてしまったということで、町へ相談に行って、その責任問題という形で聞いてきたわけでございますが、だれが任命しているのかその状況がはっきりしない。というのは、町から学童保育に対して約1,800万円の予算を計上しておるわけでございますが、町からお金は出ている、でも任命は町ではないというようなことでありますが、これでは学童指導員が本当に迷ってしまうと思うんです。皆さん、ボランティアの気持ちで地域の子どもたちを見守ってやろうという形で、その気持ちを無にしまうようなことになってしまうので、どのような形で任命しているのか。まず、その1点をお伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 町内に7カ所ある学童保育施設につきましては、公設のものと民設のものがございます。公設の施設につきましては、保護者から要望があった場合に、その学区において、児童クラブ、父母の会といった組織を結成していただき、それらの組織と町は、学童保育について委託契約を結んでおるわけでございます。町は側面から支援をしていくことになりますが、運営につきましては、児童クラブ等の組織が主体となり行っているところでございます。したがって、補助員につきましては、各クラブが任命

するというようなことになっているわけですが、この辺のところにつきましても、これから少し勉強してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 来年度から小学校が統廃合されまして、学童保育の人数がふえるかと思います。そういう中で、学童指導員の方のきちんとした身分の保証ということではございませんが、対応を町としてしっかりとしていただきたいと思います。

この学童保育に関しましては、これはプライベートですから申しませんが、かぎの問題とかいろいろございました。そして、対応があっちもこっちも移動したという経緯がございます。それではやはり町としてお金は出しました、責任はございませんでは困りますので、健康福祉課長、肝に銘じて、来年度に向けて全身全霊を傾けて、この町の子どもたちのために守って、そしてまた、指導していただきたいと思ひまして、以上をもちまして、学童保育についての質問を終結したいと思います。

なお、町長におきましても、町長の観点から強い意思で断行して、町行政のためにご尽力していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長山口充彦君。

〔健康福祉課長山口充彦君登壇〕

○健康福祉課長（山口充彦君） ただいまの関議員のご質問でございます。

本当にこれから学童保育につきましては、大切な事業だと思っております。関議員からも各種のご指導を受けております。これを参考に一新してこれから取り組んでいき、子どもたちが安心して安全な生活ができるよう頑張っていきたいと思ひます。これからのご指導、よろしくお願い申し上げます。

○5 番（関 誠一郎君） ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で5 番 関 誠一郎君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、1 番 菌部 一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1 番 菌部 一君。

〔1 番 菌部 一君登壇〕

○1 番（菌部 一君） 1 番 菌部 一でございます。きょうは一問一答にて、通告に従ひまして質問させていただきます。

まず、町政運営について伺いをいたします。

阿久津町長におかれましては、平成21年2月に、前金長町長にかわりまして町政を引き継ぎ、約1年半が過ぎました。就任に際しまして、有権者の皆様には次の7つの公約をいたしました。

1つ、中学生までの医療費無料化、2つ、中学、高校への留学生受け入れ、3つ、道路整備を強力に促進する、4つ、高齢者の健康、生きがいを支援する、5つ、積極的な企業

誘致、6つ、遊休農地の利用促進と農産品ブランド化、7つ、町民意識の融和と一体感の育成であります。これらの今日までの実績と今後の重点目標についてお伺いをいたします。また、残り任期の2年半の中には、特色のある政策を考えておられるのかお伺いをいたします。

また、これらの施策を実行する上で、厳しい財政の改善に向けた打開策は考えておられるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議席番号1番の菌部 一議員の質問にお答えいたしたいと思えます。

昨年2月の町長選挙に当たりましては、私は7つの公約を掲げまして、町民各位のご支持とご支援をいただき、町長に就任することとなりました。以来、今日まで、マニフェストの実現と町民福祉の向上、町発展のため、議員並びに町民各位のご理解、ご協力をいただきながら、誠心誠意町政推進に取り組んできたところでございます。

今日までの実績の中で、7つの公約のことでご質問等がございましたが、質問の中で、国道123号線バイパスの整備、それから、石塚下区間の藤坂においての工事の着工、また、道路行政の根幹でありますことで、計画的に進めているところでございます。計画した一般県道錫高野石塚線、栄橋の着工、一般県道城里那珂線の開通、町道徳蔵倉見線、岩下倉見線、町道1525号線などにつきましても、本年度中に完成、または平成23年度中に完成の予定でございます。

次に、企業の誘致の状況でございますが、町の活性化と定住人口の確保、拡大を図るためには働く場所が必要であります。このため、将来的にも有望業種である電気自動車の関連施設の誘致を図るべく、去る7月13日に電気自動車の行方と城里町の取り組みについて考える講演会を開催したほか、庁舎内に企業誘致推進委員会を設置しまして、担当職員を配置するなど、町も積極的な誘致へと体制を整えているところでございます。

そういういろいろなことをやりながら、先ほど話がございました中学生までの医療費無料化、また、中学、高校への留学生の受け入れ、道路整備を強力に促進、高齢者の健康、生きがいを支援、積極的な企業誘致、遊休農地の利用促進と農産品ブランド化、町民意識の融和と一体感の育成というようなことで、7つの公約をしてきたわけでございますが、それに向かってこれからもやっていきたいと思っております。

また、残り任期2年半の中に、あるわけでございますが、そういう中におきましても、皆様のご意見等いろいろお聞きしながら、この城里町にどうしてもやらなければならないという課題を、いろいろ皆さんと相談しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 1 番 菌部 一君。

○1 番（菌部 一君） ただいまの回答ありがとうございました。

これらの政策を実行される上で、厳しい町財政の改善に向けた打開策はあるのかとお尋ねをしたんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに大変城里町も財政的に厳しいものがございます。そういう中で、厳しい町財政の改善に向けた打開策についてであります。先ほどお話ししましたように、企業誘致等によりまして、固定資産税、法人税などの税収アップと地元雇用の拡大による町民税などの税収アップを図り、あわせて定着人口の増加も図れば、町の活性化にも大きく寄与できるのではないかと考えております。一生懸命になって頑張ってやっていきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 1 番 菌部 一君。

○1 番（菌部 一君） 就任後、早急に公約の実行をされますことは、非常に難しいことと理解をいたしますが、阿久津町長のカラーを出すためにも、城里町に住んでよかった、これからも住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりに向けまして、一層のご努力をお願いいたします。

7つの公約の中で、最後の町民との融和、一体感の育成とおっしゃられておりますので、私は、町長が町民の間に入られまして、ミニ集会でも結構ですので、町長の気持ちを、また町民の生の声を吸い上げるようなこともされているのか、お伺いをいたしたいと思えます。されてなければ、町長は土日でも大変忙しいと伺っておりますが、時間を見つけてぜひ実施をされればありがたいと思っています。

また、特色のある施策の中で、今回は城里町過疎地域の自立促進計画案が示されたことは大変うれしいことでございます。これによりまして、当該地域の生活環境の整備、高齢者等の保健福祉の向上、診療所施設の充実が図られると思えます。

また、町財政の改善に向けたことでは、できれば町長を先頭にトップセールスを進めて、県・国とのパイプを太くしていただきたいと考えておりますが、よろしく願いをいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 町民との対話等につきましては、私はいつも町のくらしの会とか、そういう団体の集まりがあるたびに、なるべく欠席しないように出て、町民の皆さんとお話をしてまいりました。また、サロンというのを開いておりまして、それぞれの地区で、今22ですか、そういうサロンが開催されておるわけでございますが、そういう中におきましても、いろいろ皆さんとのご意見等をお聞きしながら、町政に生かしていければよ

いのかなと思って、一生懸命そちらのほうをやっております。

それから、国と県とのパイプを太くして、トップセールス等をやっていければというようなことかと思いますが、国と県とのパイプを太くしまして、そして、地方交付税や国・県の補助に頼る財政運営におきましては、常に国や県の動向を注視しまして、町に合った事業の取り組みを図ることが必要であると考えております。

このようなことから、県及び県町村会などの会議はもとより、隣接市町村の首長会議や郡内首長会議などへの出席をして、情報交換を行っているところでございます。当然のことながら、県庁にも出向きまして、積極的な対応をしているところでございます。少しでも有利な国・県の補助事業を取り入れることができれば、行政サービスの向上につながると考えておるところでございますが、それにしましても、やはりそういうことでも幾らかの金がかかってまいりますので、新年度予算の中で幾らかいただけたら大変ありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 1 番 菌部 一君。

○1 番（菌部 一君） どうもありがとうございます。町政発展のためにもどうぞよろしく願いをいたします。

続いて、2 項の職員研修についてお伺いをいたします。

5 年前に 3 町村が合併、城里町が誕生をいたしました。必然的に職員の方は過剰人員となりました。しかしながら、ご勇退された方々のご協力と関係者の方の努力によりまして、本年度は 6 名の新採者をとることが可能となりました。これらに対しまして、関係者の皆様への心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、この 6 名の新採者への教育研修はどのようになっておられるのかお伺いをいたします。

また、町行政を担う中堅管理者への研修もあわせて行いたいと思います。その中で、県との職員交流等を行っているかどうかをあわせて伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本年度の新採職員の教育研修につきましては、採用時、5 月 11 日から 12 日に各課局長を講師に、2 日間行政の行っている各種の事務事業の説明や公共施設への見学などを行い、また、茨城県の自治研修所において新規採用職員課程研修を受講させたところでございます。

必修科目は、町職員として必要な接遇講座、接遇マナーと窓口、電話での対応、職場におけるコミュニケーション等でございますが、地方自治制度、地方公務員制度、文書事務、人権問題などであります。いずれにいたしましても、社会人として、また、公務員として重要な項目であり、これらについて引き続き職務遂行等の生活の中で、自分のものにして

いつていただきたいと期待しているところでございます。

公務員というのは、1年間の計画を立てた中で、住民と接触しながら、そして、住民サービスをしていくわけでございますので、そういう意味で、幹部会等におきましても、それぞれの課の新人職員に対してのそういうことをきちっとやるようにということで、幹部会議には説明しているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 1番 菌部 一君。

○1番（菌部 一君） 実は、先に町のほうからご協力をいただきまして、職員研修の資料を拝見させていただきました。その中には、業務知識の、町長の回答の中にありましたように、業務習得のために大変よい内容とは思いますが、しかしながら、一方、民間の方への研修も必要ではないかと私は思うわけでありまして。特に、新採の方の教育研修に当たっては、ぜひ他企業のところでの短い間でも結構ですので、相手の考え方もあるでしょうけれども、そういう研修の場を考えていただきたいと思いますと思っております。

例えば、商店での接客研修とすれば、商品をお買い上げしていただくことの難しさや、お買い上げいただいたときのうれしさを身をもって体験してほしいと思うわけでありまして。また、既に現職員の中でも、困って役所に相談に行かれても、なかなか全部が全部ではないにしても、ちょっとどうかと。親身になってお答えができない方もあるような声も聞かれます。私も含んでなんですが、どうしても役所に対しては官尊民卑の考え方がずっと私どもの歴史の中では息づいていると思っております。そういうところで、さきに町長がおっしゃっていただいた公務員は全体の奉仕者であるとの心構えを再認識いただくように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、県の職員との人事の交流みたいなことは行っておられるのか、それをあわせて伺いたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 先ほど新人職員の民間企業への研修というようなことで、接客などの基本研修を積んではとのご質問もございました。本当に民間企業と我々公務員というのは、どうしてもいろいろな面で違いがございます。サービス等につきましては、やはり民間企業に勝るものはないと思っております。そういうことも踏まえまして、いろいろ新人につきましては、サービスの低下にならないように努力するように、これからも勉強させていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

また、県との情報交換ということで、人事交流の推進についてであります。ご指摘のように、人事交流の重要性については認識しております。合併前にはそれぞれの町村で県との人事交流を行いまして、その成果が今あらわれていると思っております。合併後の城里町におきましても、人事交流の重要性を認識しまして、少ない職員数の中ではありますが、事務、あるいは実務研修として茨城県などへ派遣し、実務向上や行政をリードする職員として継続派遣を行っているところでございます。

継続派遣等につきましては、担当の総務課長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

○総務課長（田上 勤君） 1 番菌部議員さんの職員の県等への派遣の状況でございますけれども、合併後、まず一般職といたしまして、平成17年度に1名県のほうへ派遣をしてございます。それから、平成18年度にやはり1名、グリーンふるさと関係でございます。平成19年度に3名でございます。土木部、それから総務部、それから保健福祉部のほうへそれぞれ1名ずつ派遣をしているところでございます。平成20年度は1名でございまして、平成21年度が1名、平成22年度が3名というような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 1 番菌部 一君。

○1 番（菌部 一君） どうもありがとうございます。敷居の高くない役所ということで、一層のご努力をお願いしたいと思っております。

次いで、3番目の小学校の統合について伺いをいたします。

本町の小学校児童数の減少に伴い、平成23年4月から、現在10校ある小学校が5校となってしまいます。歴史と伝統のある小学校がなくなるのは大変残念なことであります。しかしながら、時代の変化であり、これは受け入れざるを得ないことと思います。これに伴いまして、空き校舎となる5校の校舎及び跡地はどのように利活用されるのか、処分されるのか伺いをいたします。利活用の場合はどのように考えておられるのか伺いをいたします。

また、遅くなってしまったんですが、この調査のために、教育長並びに教育委員会事務局長、皆様方のご配慮をいただいたことにお礼を申し上げます。

では、よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 学校の跡地の利用につきましては、現在、小学校再編実施準備委員会の学校再編部会のほうに、地域のご意見、ご要望等の集約をお願いしているところでございますが、いずれにいたしましても、学校再編終了後に庁内に検討委員会を設置するなど、また、議会の皆さんと相談しながら、町が主体性を持って検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、そういう中で、民間活力を利用した方法での跡地利用ができればとも考えておるところでございます。そういう中で、処分することも一つの方法であるとも考えております。

なお、詳細については、教育長のほうからも答弁させますので、よろしくお願いを申し

上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） ただいま1番の菌部議員さんのご質問に、町長のことを含めて補足をさせていただきたいと思います。

閉校に伴いまして、跡地等の利用につきましては、今、町長のほうからお話がございましたように、準備委員会、いわゆる検討委員会というものを各地区ごとにつくってございます。3地区で3つつくってあるんですが、その中には地域の代表者を含め、区長さん等を含めた代表者の方がお入りいただいております。

まず、私どもとしては、地域からどういう要望があるのかを第一に考えましょうということで、まず、一番地域に近い方々の要望をお聞きしようということがスタートです。ただ、現在の段階では、今、閉校の作業に伴って、閉校式とか、新しい校章をつくらなくてはならないとかと、そういうことが進んでいますので、その処理のほうについては、今ちょっとおくらしている段階で、私どものほうにも、まだ細かい、こういうふうにしたいという要望は上がってきておりません。

先ほど町長のほうからお話がありましたように、町も基本的には主体になりながら、議会のご協力をいただいて、検討委員会という中で細かい詰めを今後させていただきたいというふうに考えております。

現状とこれからのことについてお答え申し上げました。

○議長（小松崎三夫君） 1番菌部 一君。

○1番（菌部 一君） ただいまのご答弁の中で、地域の方を巻き込んだ検討委員会が発足されて、その中でご検討をされるということで、それはまた非常にいいと思います。確かに、これから新しくできる5校の小学校へのスムーズな児童の皆さんの移行は、これは第一番に考えなくてはなりません、関係者の皆様方、全力を挙げてよろしくお願ひしたいと思います。

しかし、一方、先ほど来の町の中の既にいろいろな町施設でも、利用されない土地がたくさんありますということを伺いました。また、ここに来年は5校も同じように出てくるわけでありますので、できれば同時進行くらいで検討していただきたいと思います。実際に利用されている学校でも、児童がいる学校でも、全部きれいになっているという状態ではありません。先生方、関係者の皆様方も一生懸命草を生やさないように努力をされている。地域の方も協力されている。そういう現状でございますので、これを1年、2年と過ぎてしまいますと、校舎も校庭も荒れてくるのは目に見えることでございます。美観上も大変よくありません。また、中には借地の場合もありましょうし、地権者の方に対しても大変失礼になると思います。

また、先日の新聞等でもご案内のように、全国で廃校216校の利活用が進んでいないと

いう報道もありました。大変難しいこととは思いますが、執行部並びに教育委員会、議会も含めて解決しなければならないかと考えております。どうか一層強い指導力と決断力によりまして、早急な解決を進めたいと思っております。

以上です。回答を求めます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに廃校する学校につきましては、本当にその地域の心のこもった、そういうことで卒業してきたわけでございます。そういう中で、その学校が廃校になるということにつきまして、その地域の人にとっては、本当に残念という気持ちでおるかと思っております。

ただ、子どもたちのことを考えれば、やはり大勢の子どもの中で教育をさせたいというのが父兄の気持ちでございます。そういうことも踏まえまして、皆さんとも相談していただきたいと思っておりますけれども、廃校跡地につきましては、本当に難しい問題も含んでいると思っておりますけれども、誠心誠意をもってやっていきたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 1 番 菌部 一君。

○1 番（菌部 一君） いろいろ難しい問題と思うんですが、どうぞ関係者各位のご協力を心からお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で1 番 菌部 一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、11番 杉山 清君の発言を一問一答方式により許可いたします。

11番 杉山 清君。

〔11番 杉山 清君登壇〕

○1 1 番（杉山 清君） 11番 杉山 清であります。

町政諸問題について4項目、9件質問をさせていただきます。

その前に、先ほど関議員のほうからも質問がありましたが、まず、モンゴルの留学生の件であります。私が協力したものであります。ただ、この件については、国・県等について政策の重要要綱であるということをわきまえていただければと思います。

そして、今、「龍馬伝」がNHKで放送されておりますが、鎖国の時代から開国、そういう時代に国際化というものはきているのではないかと思う次第であります。茨城空港もでき、5年後には日本へは1,000万人の観光客が来る。さらに10年後には2,000万人の観光客が来るというような時代でもあります。まずもって、そういった形の中で、協力いただきました多くの方にお礼を申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

まず、1 番であります。機構改革についてであります。（仮称）政策室について質問をさせていただきます。

先日、平成21年度決算において、代表監査委員のほうから自主財源20%強という数字が

出ました。この中で、今後自主財源を引き上げることが大変重要ではないかということですが、まずもって、私も同感だと思います。町にとって財源の健全化、これは重要課題であります。そういった中で、今、国の中央主権から地方分権、そして、地域主権という形の中で、時代は動いているわけであります。

こういった中で、町長は、この役所の国主権から地方主権の形のかなめとなる政策室を設ける考えはあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

2 番目であります。

職員のアイデア表彰についてお伺いをいたします。

町には城里町表彰条例があります。1 条から11条までであります。この中の2 条に、表彰は一般表彰、自治表彰、職員表彰並びに自治功労表彰となっております。一般表彰、自治、また自治功労は毎年数多くの方が出ておりますが、職員の表彰については、永年勤続以外で最近何名ぐらいあるのか、これは合併後ですけれども、お聞きしたいと思います。

以上、1 回目の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議席番号11番の杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

機構改革についてということで、（仮称）政策室を設けてはというようなご質問であったかと思っております。私たち為政者というのは、公約、マニフェストなどの意向を吸い上げて、そして、行政の中で政策、施策して、そして、実行していくことが私たちに課せられた役割だと思っております。そういう政策室というような形の中で、いろいろな問題点を吸い上げていくことも確かに大事なことはあると思っております。これからの中で、そういうことも勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、表彰の件につきまして、職員のやる気、アイデアなど、住民サービスの向上を図る上からも、職員研修の実施や人事評価制度などの活用をあわせて、トータル的な観点から職員を育成するということも緊要と考えております。そうした中で、その一環として職員の発案、困難な事務への取り組みなど、表彰制度ということと周知あわせまして、積極的なそういう対応をしてまいりたいと考えております。

今までの中で、そういうことで職員等が表彰されたのが何名ほどいるのかということにつきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

○総務課長（田上 勤君） 杉山議員さんのご質問にお答えをいたします。

ここ5年間で職員表彰規程に基づく表彰者は一人もいないところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） まず、よくお考えいただきたいのは、地方自治体というのは、国から県、県から地方自治体という金の流れ、そして、これは消化型であります。取り崩していくような形です。要するに、自治体が主権という形になれば、積み上げ、生産型であります。ここをお考えいただきたいという点で、今回質問を入れたわけであります。

例えば、会社で言えば、研究機関や開発や、それに対しての今度は販売とか、会社の中身の戦略という形の中で出てくるわけです。役所においても、やはりこの自主財源を引き上げるために、企業を呼んだりとか、町の中の産業の振興、やはりすべてにおいて政策、そのもとが私は大事ではないかと思うわけであります。

ある課の課長が、点検とか、現場に行くという形になると、人手が相当足りないと思います。もちろんそうだと思います。そういう中で、この部署だけで1年の政策の大半を練っていくというのは大変難しい点があるのではないかと思う次第であります。そういった点で、これは今後考えていただく形でしょうから、ぜひ実行に移していただける形を求めるものであります。

また、調べた中で、国にも大臣政策室とか、例えば開かれた国際交流の神戸なんかは国際政策室、そして市によっては女性政策室とか、いろいろ先進地においては出ております。そのほかにも総合政策とか、町民政策とか、そういう形の中で、やはり部署ごとにもう出てきているような時代であります。どうか会社という開発、研究という重要ポストを役所にも取り入れていただければと思う次第であります。

そういった場合には、できれば、先ほど菌部議員からもありました、やはり一般企業の認識、そういう中で、部署に町長が任命する参与扱い、そういった方も取り入れることが重要ではないかと思う次第であります。

職員アイデア表彰、あえてアイデアという形をとったのは、先ほどの政策室でもそうなんですが、下からの積み上げ、確かに仕事をやるについての命令は上からでいいと思います。ただ、役所内を歩いてみると、いい人材が私はいると思います。

先日もある課に行ったときに、コンピューターというのは熱を持つんです。熱を逃がすためにコンピューターの下に台を敷いて使っているわけです。台というのはブロックですけども、そうすると、私はデスクそのものが二、三割もつのではないかなと思うんです。やはりそういうのも一つのアイデアだと思うんです。

先ほど総務課長のほうから、合併して職員表彰は1名もない。いろいろ職員の中には県へ行ったり、国に行って発表する機会なんかもあると思います。そういう中でも優秀な成績をおさめた人もいると思います。これは職員の模範的な形だと思うんです。やはり模範とか、仕事の中で実績を上げた人に対しては、町民の前で1年に1回表彰式がありますけ

れども、そういうところでも私はいいと思うんです。そうすれば、町民の方も、ああこういうことで仕事をやったのか、こういう職責を残したのか、そういう判断材料も出てくるのではないかと思います。もう一度、もしその件に関してお答えできるならば、範囲の中で答弁を求めます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 職員のそういう善行に対しまして、すばらしい政策を提言してくれたというようなことに関しまして、どの程度でそういうのが表彰の中に入るのか、なかなか難しい点も実際になってくるとあるのかなと思っております。しかしながら、職員がそういう立派な政策をしたり、政策提言をしてくれたり、また、立派な行動をしているというようなことであれば、表彰制度ということもこれからの中で考えていかなければならないことだなと思っております。

また、民間企業への職員の派遣でございますが、先ほど菌部議員のほうからもお話がありましたように、なかなか職員の数も限られた中でございまして、3日とか、1週間とか、そういう中ではできるのではないかなと思っております。そういう機会がございましたらば、職員の経験のためにもやってみたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 私は現場研修は別にいいんですが、今、民主党は代表選挙をやっておりますが、あした投票を国会議員の方がする形でしょうけれども、どちらの候補者も地方に目を向けている点があります。例えば、菅さんのほうは地域主権と、そして、小沢さんのほうは一括交付金、そういう中で、やはり自治体自主責任ですか、そういうものはこれからますます求められてくると思います。

これ以上話すとまた細かくなってしまいますから、表彰については、職員の方は大半がやめるときに25年以上という形で永年勤続なんです。やはり下からのやる気というか、そういうものを見出すということに対しては、こういったものも一つのきっかけではないかという形で質問に入れたわけであります。

この点はこれで質問を終結して、次に水害対策についてお伺いをいたします。

まず初めに、根古屋、藤坂橋、それと江川の改修についてお伺いをいたします。この件につきましては、合併後2回、平成19年、平成21年としております。

坏地区というのは、昔から水害に大変悩まされてきた地域であります。私が小さいころは、水害対策として家の軒先に笹舟ですか、そういったものをロープで上げてつないで、引き上げて、洪水が来るとそれで避難するというような形をとっていたわけであります。その時代というのは123号線も砂利道で、現在の高さより60センチから70センチ低かったわけであります。もちろん台風時には、その道路を乗り越えて水が流れたわけであります。ところが、現在では道路の整備で年々高くなって、排水が道路からできない。そして、そ

の排水は上坪地区、東側であります。根古屋橋のわずかな橋から平面でいうと9平米ですか、その場所から流れるのみという形になっているわけでありまして。

また、そこで一回水を遮るわけでありまして、その下に今度は県道日立笠間線にかかる藤坂橋が、また小さい橋でありまして、高さ、幅等について小さいという形の中で、そこでまた水を遮る。そして、さらには今度は江川に立木、雑木がかなり立っているような形であります。

例えば、先日9月8日に台風9号が来ました。首都圏、東京都、神奈川県、静岡県、千葉県ですか、大変な被害がありました。このときの降水量は、各地の中で、多いところは160ミリからという形がありますが、150ミリ前後の降水量が記録されたわけでありまして、被害に遭った方というのは、今まで被害がないところに被害があると、まさかという形なんです。まさかなとは思わなかった。でも、想定以外が今の気象条件ではゲリラ豪雨として起こるわけです。

私はここ20年近く降水量、これは警戒警報が出てからであります。例えば台風、停滞前線、熱帯低気圧、そういった警報の中で、降水量をはかっておりますが、今までここ20年、1時間にこの地に30ミリ以上という雨は降ったことがないんです。ところが、ゲリラ豪雨というのは1時間にややもすれば100ミリ以上、そして、例えばこの間の台風9号の降水量の半分が2時間や3時間でここに降ったならば、相当な被害が出るのではないかと。特に坪地区。

それで、坪地区というのは、旧桂の全体の降水量の7割前後があそこにまとまるわけですね。御前山、阿野沢からも排水を伝わってきます。もちろん錫高野、岩船からも入ってきます。そういう場所ですから、ぜひ県のほうにもお願いし、都市建設課栗橋課長は毎年要望を上げていただいておりますが、今回に限っては現場を一回見ていただきたい。そのときに私らも、これは坪地区ですから桐原議員もいます。そういう中で、一緒に立ち会って説明させていただければなと思う次第であります。この辺、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、河川災害申請について伺います。

先ほども江川の立木の話もしましたが、江川には立木が20センチ、さらに20センチ以上30センチの木も、河川敷というか、堤防ではなくて下に立っているんです。これは坪地区は上、下ともに環境保全で下刈りとかそういうことをやっているんですが、草刈り機で木は切れないというんです。枝は切れるかもしれないですけども。やはり20センチ、30センチの木になりますと、倒すのも危険ですので、そういった木、それと、町内の河川においては河床工事ですか、これが私の調べた範囲の中では25年から30年やっていない。部分的にはやっているところもありますが、そういう中で、河床工事をすれば堤防の上面から下を流れる水の面積もふえるわけですから、オーバーフローをすることがなくなる要素にもなります。どうか地域の方、特に区長会や区長さんと連絡を取り合って、対策、そして、

県には被害が出る前に対応していただければと思う次第です。

1 回目の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 1 級河川江川につきましては、私も見てきて本当に驚いたというのが実感でございます。1 級河川というのはどういう河川をいうのかなというそういう疑問も持ちました。茨城県においては、平成元年より改修事業に着手されまして、平成11 年度まで那珂川の合流点から約800メートル区間の護岸工事が完了しているところでございます。

また、国土交通省による水門の設置によりまして、下流部の受水安全度がおおむね確保されたことから、現在は県による継続的な事業は実施されていないというのが状況でございます。

その江川周辺部の冠水防止対策につきましては、町から県に対しまして、毎年要望を行っておりますが、経済情勢の厳しい折、早期の実現の再開や橋梁のかけかえなどは難しい面もあるかと思われますので、より現実的な河川内の雑木の堆積、土砂など、阻害要因の除去による下流能力の確保を改修とあわせて要望してまいりたいと思っております。

本来なら、県の担当課あたりの者が見に来て、実際どのような状態になっているのか、本当にそれぞれの議員の皆様と見てもらいたい気持ちで、私はいるわけでございますが、そういうことで、確かにゲリラ豪雨、100ミリの雨が降った場合にはどのようなのかなどという感じを持ちました。毎年、1 級河川江川周辺部の冠水防止対策についてということで、要望等を出しているわけでございますが、そういう要望もなかなか財政的に県も厳しいのか、それ以後やってくれないのが現状でございます。本当に河川の中にも10年、20 年たった木も立っておりますし、水そのものも今はちょろちょろ川岸ですか、そういうところに流れて、あとは半分はもう堆積されているというような状況を見てまいりました。これから県に行ったときには、そういうこともよく話ししながら一緒に見てもらいたいというようなことをお話ししてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 11 番杉山 清君。

○11 番（杉山 清君） この件については、前にも質問した中で述べてあるんですが、私は一番気にしているのは、123号線のバイパス工事が今始まりました。橋梁の下部工事ではありますが、そういった中で、123号線が完成しますと、あの根古屋橋というのは、町道に認可されてしまうんです。ですから、そうなってくると、町持ち出しで工事をしなければならない形になるわけです。そうではなくて国道時代にぜひ予算をとってもらおうというか、そういう中でお願いできればと思うわけがあります。

江川改修については、もう長年あの地域の方、役員、そして、地域の議員さん代々質問

しております。ただ、なかなか予算という形でありますけれども、一つは、皆さんも記憶に生々しく残っていると思いますが、那珂川の大洪水、これは水戸地域のデータであります、もちろんこれは20年以上ですから、これは8月4日から6日までなんですが、台風10号、3日間で288ミリなんです。最近においては、平成11年、これは熱帯低気圧ですけども、2日間で64ミリ、これでも道路は冠水していました。それで、国道123号線側から通っていただいて、西側を見てもらうとわかるんですが、国道から見て町道が西に行くほどどんどん下がっているんです。ですから、上坪の西地域の方というのは、相当大雨のときは、畑も田んぼもそうですが、家の心配をしているのではないかなと思うわけであります。

2番の災害の申請については、1回目の質問で大体おわかりでしょうから、今後は早目の県への対応をしていただき、そして、水道事業についてはどうですか。

○議長（小松崎三夫君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は、杉山 清君の3番、水道事業についての質問から入りたいと思います。

午前11時51分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま15番根本正典君が出席いたしました。

また、14番鯉渕秀雄君が早退をいたしました。

それでは、11番杉山 清君の3番、水道事業についてから入ります。

○11番（杉山 清君） では、午前中に引き続きまして、水道事業についてお伺いをいたします。

水道事業については、合併前に合併協議会において、3年後には各地区料金の見直しをするということで合意したわけであります。ただ、昨年まで4年間見直しはできなく、平成21年8月3日から10月21日までの間に、3回の審議会において水道料金改定ができたわけであります。この間、執行部はもとより委員会の皆さんの努力、そして、ご苦勞の結果だと思っております。ただ、執行部としては、各水道事業、旧村の事業であります、すべて10年以上改定なしできたことに対して、その間、設備等の更新についてもそうでありますが、問題もあるのではないかなと思う次第であります。そういったことが今回の急激な改正になったのも事実ではないでしょうか。

日水協に加盟している水道事業においては、基本的には価格改定というものは30%以内で、今回のような桂地区においては40%前後の価格改正というのは、桂地区の人にとっては涙をのんでのことだったと思う次第であります。今後は値上げの分、支援を設備投資に向けるという形の中で、健全経営に当たっていただければと思いつつ、（1）の漏水、そして、水質についてお尋ねをします。

茨城県の水道協議会の中での一般の漏水というか、有収水量、これの県平均は約90%弱であります、城里町においては、そのパーセンテージに満たないというか、かなり低いのは何が原因しているのかお尋ねをします。

2点目の水質、この件に関しては大枠であります、水には軟水と硬水があるわけですが、この城里の水というのは良質で、町民の皆さんも安心・安全な水で、飲んでいられるわけですが、硬度等も出していただきながら、どちらに値するのかお伺いをいたします。

次に、石綿管入れかえ工事ですが、この件に関しては2回過去に質問しております。平成17年9月に質問したときは、残存メートル数が13キロ強あったと思います。また、平成20年9月では、当時の松崎課長の答弁の中で、8.6キロの残存距離数を出していただいております。今現在の中で、残存延長数はどの辺あるのかお伺いをいたします。

次に、施設更新についてであります。

町には浄水場は5つあります。そのほかに管理する加圧場とか、そのほか附帯する施設がありますが、老朽化が大変進んでおります。この件に関しては前の関係議員も質問しておりますが、まず1点は、石塚系取水施設、松山下取水場、ここはやはり古くなっていて、何らかの手段をとっていくような形になると思うんですが、昭和57年に設置され、耐用年数等も経過しております。機械においては躯体よりはやはり設備等が古いという形であります。

また、石塚の浄水場につきましては、昭和49年設置、設備という形で、以後更新をしまして、平成5年ですか、設置までの間の耐用年数、器具に対しては耐用年数を経過しているわけであります。

桂地区浄水場、2カ所ありますが、赤沢浄水場は昭和49年に始まり、平成5年までの設置が老朽化、耐用年数を過ぎているわけであります。

岩船浄水場、これも昭和51年から昭和55年に設置したものは耐用年数が過ぎております。いずれにしても、すべて設備、メーターとか、電気系統ですか、そういったものであります。

そのほか、赤沢の取水場、また、岩船の第一、第二の加圧場の設備に対しても、やはり老朽化が目立っているのが現状であります。

また、桂地区には、水道が一番初めに引かれたのが坏地区の簡易水道であります。この簡易水道の配管等、これの埋設が残っているのではないかと思います。まずもって、この浄水場の今後のあり方、そして、坏地区の簡易水道埋設管、こういった形の中で今後どういうふうにしていくのかお伺いをいたします。

4つ目、加入率と新規加入者に対してお伺いします。

一、二年前の情報なんですが、小松地区の上水水系、加入率がかなり低かったんですが、現状何%の加入になっているか。それと、七会地区の今設備更新中の簡易水道以

外を除いた加入率ですか、この辺もお聞きしたいと思います。

それと、最近において企業とか、そういうところでの加入等の取り合わせ、また、好転に結びつくようなことがあったのかどうか。その点についてもお伺いをします。

以上4件、よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 最初に、水道管の漏水につきましては、職員が浄水場の施設の点検の際に、配水量を確認しまして、そして、漏水と思われる場合には、巡視を行って、また、町民からの連絡があった場合には、現地調査の上、迅速な修理を心がけておりまして、有収率の向上に努めているところでございます。

また、最初にお話がありました水道料金の統一でございしますが、本当に桂地区の皆様方には、40%の値上げというようなことになってしまっているわけでございますが、そういう中で、皆さんにご理解をいただいて、ご承知していただいたところでございます。

それから、日本には軟水が多いわけですが、ヨーロッパという地域には硬水で、ほとんど飲めないのが多いというようなことも聞いております。それで、赤沢、岩船地区の水量、水質ですか、この水質等につきましては、軟水でございます。本当に水質としては最高によいというようなことも聞いておるところでございます。

水道管の石綿の入れかえ工事等につきましては、今、石綿管につきましては、現在常北地区で4,180メートルが残存しているようでございます。この石綿セメント管の更新につきましては、順次布設がえを行っているところでありますが、上水道事業の必要経費は水道料金で賄うことが原則であります。厳しい財政事情の中ではありますが、単独で事業を実施することは大変難しいと思われますので、国や県の支援制度を活用しながら、計画的に実施してまいりたいと考えております。

なお、石綿セメント管の更新事業に対する国の補助金でございしますが、平成23年度までの時限措置としてございますが、今後も継続していただけるようあらゆる機会をとらえながら要望をしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、施設の更新につきましては、先ほど関議員のほうからのご質問がございましたが、老朽化が進んでいる2カ所の浄水場につきましては、計画的に整備を進めて、水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

細かい点につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 水道課長関谷一美君。

〔水道課長関谷一美君登壇〕

○水道課長（関谷一美君） 11番杉山議員に対する町長答弁について補足いたします。

施設の状況につきましては、先ほどの関議員のご質問と同じように、赤沢浄水場が供用

開始から34年、岩船浄水場が供用開始から34年、石塚浄水場が供用開始から23年、小松浄水場が供用開始から14年、老朽化の状況でございますが、赤沢、岩船浄水場につきましては、特に電気機械設備等の老朽化が進み、安定供給の維持に不安が生じている状況でございます。石塚、小松浄水場につきましては、現在維持修繕工事等により安定供給の維持に努めているところでございます。

次に、加入率の件でございますが、加入率は水道でいうと普及率という言葉になると思うんですが、給水人口、区域内に住む人と現在水道を利用している方の人口の比率でございます。ここにあるデータで、平成20年、町全域の普及率は94.1%でございます。それに対しまして、小松地区系の普及率は74.4%、それから、未普及地区といいますか、七会地区の簡易水道を除いた地区につきましては26.5%、それから、平成21年度の見込みでございますが、町全域が97.6%、小松系が93.2%、それから、七会地区の簡易水道を除いた地区、未普及地区でございますが、83.4%でございます。ちなみに県平均は、平成20年度で92%、全国平均は97.5%となっております。

以上、答弁を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 先ほど加入率の件につきまして、ちょっと私のほうでも抜けてしまいましたが、大きい会社等について、そういうのを促進したのかというようなことでございましたが、9月6日に平和墓地公園に行きまして、墓地公園のほうで加入してくれるようにということで要望してまいりました。墓地公園のほうでは、今、年間何トンを使って、そして、どれだけ利用するのか、そういうのをこの秋までに計算して、そして、お答えいたしますというようなことでございまして、私の感触としては入ってくれるのではないかなと思っておるところでございます。

〔発言する者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 水道課長関谷一美君。

○水道課長（関谷一美君） 失礼いたしました。

11番杉山議員の質問に対してお答えいたします。

有収率でございますが、小松地区浄水場系が58.9%、赤沢浄水場系が77.7%、岩船浄水場系が56.3%となっております。ちなみに城里町全体では77.3%、県平均が88.8%となっております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 有収率の悪いところなんですけど、これはどういった原因があるんでしょうか。できればその辺もお聞かせ願えればと思います。

また、冒頭1回目の質問のときに、桂地区の特に坪の簡易水道、この辺を出しましたが、簡易水道の配管等が残っているのではないかなと思うんですが、この辺は今後浄水場、また、

その施設とあわせた中でお考えいただく形をとるのかどうか。その辺をお聞きします。

水質については軟水ということで、比較的日本の水は硬度は低い形ではありますが、先ほど町長が言われたように、ヨーロッパは確かに硬水であります。かたさも深層水あたりになると1,500とかある場合もありますけれども、ヨーロッパだとかたいのは大体1,000ぐらい、そういう中でも軟水のところもありますけれども、水がいいという形でお答えをいただきました。その点はわかります。

続いて、石綿管であります、これはここにきて町長の采配のきめ細かさが出ていると思うんですが、昨年の地域活性化の交付金、これを使って相当な数のメートル数、これは1年間で2,720メートルですか、工事が済んでいると思いますが、残存数が4,180メートルということで、ただ一番危惧されるのは、答弁の中でも平成23年度の補助金の時限立法ですか、これに関して水道課のほうでもお考えいただいていると思いますが、ぜひ県のほうに早急に要望していただきたいと思います。

あと施設の更新であります、これも先ほどの漏水と関連するんですが、桂地区の漏水とこの施設更新というのはどうしても切り離せないと思うんです。特に施設の漏水か、浄水場、加圧、そういうのも含まれますけれども、要するにその漏水と旧管、それに分けられるのではないかなと私は思うんですが、この辺も設備更新に当たってはぜひ含めた中で考えていただきたいと思います。

それと、ちょっと4番目の加入率に関しては、水道審議会の委員さんに内容を聞いたのでありますが、七会地区がやはり加入率が悪い。そして、審議委員のある七会地区の役員の方から、自分たちも、桂地区、常北地区の皆さんの思いの中で整備をしてもらったんだから、加入率を上げ、また、給水量も上げていくような方策をしなければならないという立派な話が審議会であったと聞いております。この加入をぜひ七会地区の中でもう少し上げていただくような方策をとっていただければなと思います。小松地区なんかも低いのでありますが、ここ一、二年の中で随分上がってきているようですので、さらに努力をお願いしたいと思います。

七会地区の加入については何%になっているか、それも、もしお手元に資料があるようでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

また、新規の加入者については、平和墓地のほうからのそういったお話、打診があったということで、ぜひとも入っていただくような形に進めていただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 水道課長関谷一美君。

○水道課長（関谷一美君） 11番杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、有収率悪化の原因でございますが、小松地区系につきましては、未普及地区の解消事業が平成20年、21年と整備されましたので、その際の貯水池の洗浄用水、それから、新設される管の洗浄用水に使われたことが予想されます。

それから、赤沢、岩船浄水場系につきましては、施設の老朽化による流量計の感度低下及び当然配水管などの地下漏水が予想されます。これらについてですが、当然事業として整備される場合は、検討の対象になっていくと思われます。

続きまして、七会地区の普及率でございますが、未普及地区は徳蔵地区に含まれますので、七会の簡易水道地区の数字となります。七会の簡易水道地区でございますが、平成21年度の見込みでございますけれども、94.8%の普及率が見込まれております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 過日、墓地公園で、墓地公園開園10周年記念がございました。そのときに、小勝地区の全員が呼ばれました。招待されて大体200人ぐらいの方が参られたかと思います。これは小勝地区だけでございますが、その席上、区長会の会長であります塙 一郎君が、七会地区にも水道ができたので、みんな協力して入ってほしいという要望をしまして、皆さんもそれにこたえるように、入りますというようなことでございますので、できて1年、2年という期間でございますけれども、七会地区の水道普及につきましては少なくとも七、八十いくのではないかなと、私は今思っているところでございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） わかりました。

続いて、4番的那珂川大橋についてお伺いをいたします。

この那珂川大橋は、橋梁のかけかえ時期に入っていると思います。場所としては、城里町御前山、対岸は常陸大宮市野口、那珂川にかかる橋であります。長さ、幅員、型式等、担当課のほうから詳細をいただきたい。そして、これまでも123号線沿線の推進に対して自治体の同盟等があったと思うんですが、町単独、もしくはほかの自治体等と一緒に県のほうに要望した経緯があるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 国道123号的那珂川大橋は、延長約280メートルの高性能橋梁でございます。那珂川をまたぎ、城里町と常陸大宮市を結んでおります。平成20年に県が実施した目視点検におきましては、異常は発見されておらず、現在のところ危険性はないということでお話がございました。しかし、建設から約60年が経過しておりますので、今後の老朽化が懸念されることから、当町も加わって、国道123号改修促進同盟会においてかけかえの要望をしております。

平成21年にこの123号改修促進同盟会で、那珂川大橋のかけかえの要望をしております。自治体名としては、常陸大宮市、城里町、水戸市、宇都宮市、芳賀町、市貝町、益子町、茂木町ということで、県のほうに要望をしております。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

○都市建設課長（栗林俊一君） ただいまの答弁に補足させていただきます。

那珂川大橋の概要でございますが、延長283.4メートル、幅員は5.5メートル、昭和24年10月の完成でございます。

なお、先ほど町長から答弁ありました国道123号改修促進同盟会以外の要望ということでございますが、昨今はこの同盟会を通した要望活動を行っているほか、個別等での要望は行っておりません。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 私も仕事柄とか、用事で野口、長倉方面に行くことがありますが、先ほど課長のほうから幅員が5.5メートルということで、実測してみたんですが、センターライン中心から2,700強ぐらいあります。ですから、実際には両方の縁石みたいな感じで後から立ち上げた部分、それが出張っているのかなということなんです。

大型車、特殊車両まで入れると、その車体だけでも2,300から2,400ある中で、バックミラーが外に出ていますので、よく見ていると大型同士ですれ違うときには、運転士が自分のほうのバックミラーをたたむんです。そういう状況ですれ違い。それでまた、今度は大きい車とか、乗用車に挟まれたバイクなんかも大変通行がスムーズにいかないものですから危険性があると。町場から来る方なんかは通りにくいという話も聞いております。

最近では、宇都宮方面から来る大型車が123号線を通らないで118号に抜けてしまって水戸に迂回する、そういう車も出ていると思います。また、こちらから行く場合でも、工業団地があるから、大宮方面に大桂大橋を通っていく車が多い。トラックだけではなくてバス、観光の面においても大変町としては妨げになるのではないかなと思うわけであります。

道路幅なんかも国道をずっと何カ所かはかってみたんですが、大半のところは3メートル50から3メートル60なんです。ところが、物産センター先あたりから行くとだんだん縮まっていってしまうんです。橋の手前になると片側で3メートル10ぐらいになって、橋で2メートル70で絞られるという状況であります。ぜひ会議等も合同会議があるということですから、そういった席で強く要望していただいて、また、そういう場合には、道路からの今度は迂回路とかも要望していただいて、あの近辺の商店街とか、物産センター等もありますので、お考えの中でお願いをして、答弁はいいですから、最後の質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で11番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、6番加藤文夫君の発言を一問一答方式により許可いたします。

6番加藤文夫君。

〔6番加藤文夫君登壇〕

○6番（加藤文夫君） 私は、大きな問題2問ですけれども、1つ目からお答えを願いたいと思います。

最初に、少子化による児童数が確実に迫ってきており、本町においても、小規模小学校が統廃合を避けて通れないという現状の中、今日になって、常北地区では石塚小学校、桂地区においては沢山小学校の2校が残り、そのほかの小学校は統廃合になっていくということを一昨年あたり大体決まったようなことになっております。それ以外の常北地区、桂地区、七会地区の小学校は統廃合になっていくということを知りました。実際に親のほうから、複式学級よりは統廃合のほうがいいのではという意見も、私も耳にしております。統廃合になりました小学校児童たちは、今までにない遠い地区に通学することになるわけです。このため、町としてスクールバスを考えておるようですが、児童たちが学校始業時から何十分前にどの場所に集合して、どのようにバスで送迎していただけるかということにつきまして、スクールバスを何台準備するのかということをお聞きしたいと思います。

また、2点目といたしましては、スクールバスを利用しないというか、キロ数に応じてしなくてもいいだろうということもありますけれども、その子たちは、バスの台数によって乗れないということになってしまうのかどうかということをお聞きしたいと思います。

3点目としまして、閉校されなかった児童たちというのは、統廃合した地区の小学校から見ても、それ以上遠いところから通っている児童も多数おります。この児童たちのために何かしてあげることはできないものかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 6番加藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

小学校の再編に伴うスクールバスについてのご質問かと思いますが、スクールバスは、再編される学区にそれぞれ2台ぐらい配置することを基本として、今考えているところでございます。このスクールバスについては、閉校になる学校で遠距離通学になる児童のためのスクールバスを考えており、したがって、存続校の児童については、今までどおり徒歩通学を基本として考えておるところでございます。

なお、詳細につきましては、所管しております教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 6番の加藤議員さんにお答え申し上げたいと思います。

ただいま町長のほうから概略のほうは説明をいたしました。私ども再編準備に関して、今の通学バスにつきましては、通学路部会というのを各3地区につくっていただきまして、そこで保護者の方々を含め検討しておいていただいております。

現在、各地区とも2つの路線、そして、バスは2台というのを原則にしております。今

集約が上がってきて、多分今月末ぐらいに第1回の会議が開けるとありますが、私どもの2路線2台というのは、できるだけ効率をよくしようというので、大人乗りで40人程度から50人乗れるバスを想定しています。ただ、この地区の実情を言いますと、必ずしもそういう大型バスが通れないというところがありますので、細かいことについては、これからの会議を通してご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

方法の大きな点は、もう一つ、停留所方式というふうに呼んでおりますが、ある一定のところまでは児童の方に歩いてきてもらって、そこから共通バスで学校まで届けると。ですから、時間的には登校の際は大体8時前までには学校に入っているというふうな形が現状だと思いますので、それによって登校時間がやや早くなるお子さんもいるかもしれません。

下校に関しては、今のところ2つのパターンで、早組と遅組というふうな形を想定しております。これも細かいことはこれから詰めさせていただきたいというふうに思います。

2番目の閉校される児童はすべてバスに乗れるのですかということですが、これも前回いろいろな方からご質問があつて、お話し申し上げたことですが、県や国の通学距離というのは片道4キロというのが原則です。ただ、私どもの町にそれを当てはめると、かなりの生徒たちが歩いていかなければならないというふうなことになると思いますので、本町では2キロというのを目安にさせていただきます。ですから、2キロ以内の場合には、学校がかわっても徒歩通学をお願いする。具体的に申し上げますと、北方小学校の生徒の多くは、多分岩船小に歩くことになると思います。

それから、3番目の閉校されなかった児童ということにつきましては、これも大変議論のたくさんあるところでして、現時点においては、町長のほうからお話がございましたけれども、存続校は従来の通学方法を取りあえず考えさせていただきたいと。ただ、これは前の議会のときに、三村由利子議員からご指摘いただきまして、今の時点からすべてを変えてしまうということがなかなかすぐできませんので、原点においては、まず新しいところに行かなくてはならなかった生徒のことを解決し、その次の手段として、存続している学校等についても、町とも協議をして、できれば回答ができるように努力はしていきたいと、そういうことでご勘弁いただければと思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君。

○6番（加藤文夫君） 大体わかったんですけども、やはりキロ数が少ないというのは、私の子どもということではちょっと悪いんですけども、台風とか、雷とか、そういう突発的なときにその子たちが乗って帰れないのかということも含めてなんです。そういうことで、今までそういうふうにならなかつた方はどうってことはないとは思っているんですが、その辺がちょっと聞きたいことです。

それから、例えば岩船小学校の児童たちなんですけれども、今現在はそれほどではない

んですが、今後、子どもたちが1人か2人となってしまった場合には、それこそ本当に、今までは何人かいたために楽しく登下校できたと思うんですが、1人、2人となってきますと、まだ記憶に新しい大宮の三美事件、ああいう事件が起きるとも限らないものですから、その点につきましても、遠い方のためにはどのようにしたらいいのかということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かにこれから少子化でございます。今までは隊列を組んで学校に通っていられたのが、少子化のために一人で2キロ、3キロ歩かなければならないというようなことも生じてくるのではないかなと思っております。

今、加藤さんのお子さんのことも話しましたが、先行って私の孫なんかも、一人で行かなくてはならないような状況になってくるのかなと思っております。そういうときに、今お話ししたようなことがあった場合には、どうするのかということになろうと思っておりますが、確かにその辺のところは難しい問題がこれからの中であるのではないかなと思っております。

それから、1年1年卒業した、新しく入ってきた、そういう場合もありますし、そういう点についても、その場その場で考えていかなければならない点というのが、これからの中では生じてくるのではないかなと思っております。

教育長のほうから何かありましたらば答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） お答え申し上げたいと思います。

先ほどお話し申し上げましたように、個々の事例によって、これは何とか町でしなければならないというふうなことは必ず出てくるのではないかという予測をしております。ただここで、すべての児童に対して完全に町がフォローしてあげますというしっかりとした回答をできないというのはおかしい言い方ですけども、もう少し協議をさせていただいて、詰めさせていただきながら回答を出させてくださいというふうなことで、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君。

○6番（加藤文夫君） それでは、今の学校問題につきましては、あらましわかりましたので、これで質問を終わりにしたいと思います。

2点目に、防災についてでございます。

私、体験を含めた中でお話をして、説明に入りたいと思います。

実は、私の地元は高根なんですけれども、高根で住宅火災が起きまして、午前10時前後だったと思いますけれども、ここにいる皆さんもそうですし、そのほかの方々も会社なり、役場へ出勤という形でもういなくなってしまったという時点で、たまたま私がそこに、火

災のために駆けつけて、二、三人の消防団員の方にちょっと応援してくれということで、応援に加わったんですけれども、その時点で消火栓からホース延長２本したんです。そこまでは消防団員にお願いして、私は筒先を持たせていただいたんですけれども、その筒先から出た水の距離、実際にここで言えば町長までの距離が水が行かないんです。それで、後で聞いたところ、旧桂村時代でしたけれども、どうなんだということを聞きましたところ、いや、水圧が低いんだということだったんです。

それで、それはそのまま終わってしまったんですけれども、昨年度、地元の消防団が地元に残っている方とＯＢと年配の方々に、消火栓があるので、消火栓の練習をしたいということで、私もそれに参加したんですけれども、やはりホース１本なんですけど、それも余り、失礼ですけれども、議長まで届かないような水の勢いだということを知りまして、それをここにおられます総務課の田上課長に聞きましたところ、高根の場合には、水道管が消火の放水よりも径が小さいということのために、水圧を上げようと努力いたしましても、放水が弱いということにお答えがなったわけでございます。そのような中で、高根に消火栓をつけていただいたんですが、何の役にも余りたたないというのが現状でございます。そのようなことで、消火栓等々をもし取りかえていただければと思っております。

これは実際に私、中学校のときですけれども、今の中学校ではなくてその前の中学校のときですけれども、相当細い消火栓を見たことがあるんですが、そういう消火栓があるのかどうかを含めた上で、取りかえるかどうかということをお聞きしたいと思います。

２点目ですけれども、防火水槽なんですけれども、やはり数多くある中で、水道管が通ってないというのが見受けられます。実際にそういうところは相当苦労して、私どもの場所も、火災のため一回放水してしまうと、相当あちこちから、ほかの防火水槽に水道管がついているところを何十本もつないでその防火水槽に水を入れるということで、相当不自由しているんです。他の地区でも同等のような場所が数多く見受けられるのではないのかなと思っております。そういう防火水槽に対して水道管をつけていただけるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 消火栓につきましては、消防水利の基準に従って設置していることから、合併後の町内におきましては、消防ホース、口径が65ミリメートルより細い水道管への消火栓の設置はございません。また、その取り扱いについても、規定はないようでございます。

なお、詳細については、後ほど担当課長のほうから答弁させます。

また、防火水槽の件につきまして、防火貯水槽への水道管の接続に関するご質問ですが、水道管、水道事業との調整が必要であることから、現在、城里町においては、防火貯水槽の整備に当たって、水道管の直接接続はしておりませんが、桂地区においては、

防火貯水槽への給水用水道管の接続をしている箇所が存在していることは承知しており、防火貯水槽への水の補給を含めた管理については、各分団にお願いをしているところでございます。

細かい点につきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

○総務課長（田上 勤君） 6 番加藤議員さんのご質問でございます。

水道管より消防ホースのほうの口径が大きい消火栓の取り扱いについてということでございますけれども、ただいま町長のほうからご答弁いたしましたように、合併後の消火栓の設置につきましては、基準によりまして設置をしているものでございます。しかしながら、消火栓の設置基準が消防法と水道法にそれぞれ基準がございます。ただいま私が申し上げましたのは、担当のほうから申しますと消防法の基準というような考え方でございます。このようなことで、合併でそれぞれの町村において状況を判断しながら設置に努めてきたというふうに理解をしているところでございます。合併の協議の中では、しかしながら、詳細な協議が行われておりません。このようなことから、従来設置された消火栓を新町に引き継ぎ、現在に至っております。今後消防と水道において協議をし、対応してまいりたいと考えております。よろしくご理解をお願いしたいと思います。

次に、防火水槽に水道管が接続されていないのはなぜかというご質問でございますけれども、これにつきましては、同様に、町長の答弁の中にもございましたように、桂地区において大体40トン以上の防火貯水槽関係について、給水専用の蛇口が設けられているようでございます。しかしながら、合併後の防火貯水槽の設置につきましては、先ほどもふれましたように、消防法の考え方に沿って整備をしているというような状況から、防火貯水槽への直接水道管の接続はしていない状況でございます。

以上のようなことから、従前に設置されております水道管、水道水の利用につきましては、防火貯水槽への補給というような観点と、あと水道水の泥はき関係というようなことも含めまして、各分団にお願いをしているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 6 番加藤文夫君。

○6 番（加藤文夫君） 消火栓もわかりましたし、防火水槽も大体わかってきたんですけれども、そのほかに消火栓ですけれども、新しいなと思ったんですけれども、大体はかったところ三、四百メートルは人家がないというところに2カ所消火栓ができたんです。それで、その手前は国道123号線が走っているんです。それで、その手前側は住宅が数十軒あるんですが、国道をまたぐという消火活動に対して、これはどのような考えのもとで消

火栓をつけたかということです。そうすると、国道123号線の車をとめるということは、消火活動も容易ではないし、車をとめてまで消火することに対しての消防団員の交通整理も容易ではないと思うんですが、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 6 番加藤議員さんのご質問でございます。

国道をまたいでの消火活動関係と消火栓のご質問かと思えますけれども、消火栓の設置につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、水道法並びに消防法との兼ね合いの中で、整合をとりつつ整備をするという考えでございますけれども、従来、若干そこに依頼する側と施工する側のそごといひましようか、ずれがあったようでございますので、合併後は水道事業と消防法の中で、今後協議をしながら城里町に合った整備というものをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

そこで、国道をまたぐという問題につきましては、どちらかという、水道側の考えになるかと思えますけれども、消防側から解釈するには、できるだけ国道は横断しないような形での本管の布設というのが一つ水道の整備に当たっては考えられるのかというふうに考えております。そうしますと、その本管に沿って消火栓が設置をされるということになりますと、国道をまたいだ反対側に火災が起きた場合は、どうしても国道をまたいでの消火活動ということが考えられます。その点におきましては、ホースブリッジなど、いろいろ消防の備品等がございまして、それらのものを使いながら、あるいは交通整理をしながら消火に努めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 6 番加藤文夫君。

○6 番（加藤文夫君） 大体わかりました。

それで、今後とも今の消火栓等々は、総務課長さんが言われましたように、できるだけ国道というのはまたがないように、両方に住宅があればそれは差支えはありませんけれども、片側しかないというような城里町内におきましては、できるだけ住宅があるほうに消火栓をつけていただくということで、防火水槽のほうもできるだけないところはちょっと無理してもという気持ちがあるんですが、できるだけつけていただけるような方法でお願いしたいと思います。

そういうことで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で6 番加藤文夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、8 番桐原健一君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

8 番桐原健一君。

〔8 番桐原健一君登壇〕

○8 番（桐原健一君） 8 番桐原です。議長より質問の許可いただきましたので、通告に

従いまして、質問させていただきます。

初めに、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について伺います。

若い女性にふえる子宮頸がんは、主に性交渉によって感染するヒトパピローマウイルス（HPV）が原因で起こる病気で、日本では年間1万人以上が発症し、3,500人ほどが命を落としていると推計されております。

ワクチンは、このHPVの種類の中でも子宮頸がん発生の7割をおさえるといわれる16型と18型のウイルス感染を予防するのに高い効果が期待できます。例えば、日本で12歳の女子全員にワクチンを接種した場合、子宮頸がんの発症を年間73%も減らすことができるとの試算もあるほどです。そうした効果から、このワクチンは、世界100カ国以上で承認され、その多くの国々で、主に10代の助成を接種対象に公費助成が進んでいますが、日本ではワクチン接種費用が約5万円と高額なため、欧米と比べ公費助成がおくれています。

茨城県内では、大子町が町内の全女子中学生を対象に全額助成し、県内トップを切って先月から無料接種をスタートしました。県内44市町村のうち、既に10市町村以上が公費助成の方針を発表していますが、本町においてもワクチン接種の公費助成ができないかお聞きしたいと思います。

次に、子宮頸がんワクチン接種を公費助成した場合、町の負担はどのくらいになるのか伺いたいと思います。

2番目に、下坪舟渡団地の跡地について伺いますが、この件は、先ほど関係議員の質問でわかりました。分譲地として検討しているということで、次に移りたいと思います。

3番目に、明年廃校となる小学校の活用について伺いたいと思います。

だれもが一生のうちで避けて通ることのできない介護、介護保険制度の施行から10年を迎え、介護現場では深刻な問題が山積みしています。常に数百人待ちでいつまで待っても入居できない特養ホームの待機者問題や、高齢者を介護する半分以上が70代以上という老々介護の実態、自宅で介護する家族の4分の1にうつ状態が疑われている介護うつ問題も深刻であります。

また、シングル介護など、家族の介護のために転職、離職を繰り返し、収入面の不安も抱え、先行き見えないまま介護に踏ん張っている実態もあります。一方で、核家族化が進み、独居高齢者もふえています。ひとりで暮らす高齢者の介護社会をどう支えるかなど、介護事業の抜本的な運営の改善はもう待ったなしであります。

私ども公明党は、今介護の充実こそが最重要課題と位置づけ、全国3,000人の議員が一丸となって2009年11月から12月にかけて全国47都道府県で介護総点検アンケート調査を一斉に実施しました。総点検では、1、街角アンケート、2、要介護認定者介護家族、3、介護利用者、4、介護従事者、5、自治体担当者の5分野に分けた実態調査を行い、10万件を超える介護現場の貴重な声を聞き取ることができました。中でも介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足という3つの不足に対する不安の声が多く寄せられ

ました。

こうした現場の声をもとに、公明党独自の介護ビジョンの取りまとめを行い、あらゆる場面で高齢者の尊厳が守られ、安心して老後を暮らせる社会へ12の提案を行っております。その中の一つで、さまざまな介護サービスや生活支援サービスをいつでも受けられる高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者専用住宅等の整備の充実とともに、そして、公共住宅や空き学校などを活用したケアつき高齢者住宅を大幅に拡充を進めることが大事ということです。

本町では、明年4月より5つの小学校が空き学校になります。そして、1番として、町としてどのような活用を考えているのかを伺いたいと思いますが、この件につきましては、先ほど菌部議員の質問でわかりました。

2番のケアつき高齢者住宅など、介護施設を検討してはどうかお聞きしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 8番桐原議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

前にもたしか子宮頸がん予防ワクチン接種の件につきましては、出たのかなと、今思い出しているわけですが、子宮頸がんの予防ワクチン接種に対する公費助成についてのご質問ですが、子宮頸がんはワクチンの接種により予防できるがんでございます。予防に対する町民の意識も高まっていることは確かであると認識しておるところでございます。

国においては、厚生労働省が来年度予算要求枠に設けられた特別枠の中で要求したことが、先日の新聞等で報じられておりました。また、厚生労働省の予算要求が通れば町といえども、平成23年度中には中学1年生等を対象に実施していければと思って、検討をしているところでございます。

また、公費助成した場合の町の負担でございますが、予防ワクチン接種料が明確に決められておりませんので、正確には申し上げられませんが、町が単独で実施し、中学1年生を対象とした場合、1人3回の接種で5万円かかると想定いたしまして、本年度の生徒の数から試算いたしますと、500万円程度と考えております。

なお、国・県の補助率が2分の1になった場合は、その半額の250万円程度ということになるかと思っております。

また、学校の跡地利用につきまして、そういう中で、ケアつき高齢者住宅等ができないのかというようなご質問かと思えます。軽度の介護に対応する高齢者のための住宅及び供用施設がバリアフリーになっていたり、ヘルパーステーションなどを併設しているといったような高齢者向けにつくられている賃貸住宅であることから、その主となるのは民間業者になると思われますし、町が行うことは今考えておりません。

また、特別養護老人ホームなどの介護施設を町内に設置するには、町の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において位置づけがなくではありませんが、現在の計画には位置づけをしておりません。いずれにいたしましても、学校再編終了後に地域のご意見、ご要望を参考に、跡地の利用ということにつきましては、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 8番桐原健一君。

○8番（桐原健一君） 子宮頸がん予防ワクチンの接種の助成について、平成23年度以降実施して検討していくということでわかりました。

空き校舎はやはり介護施設を検討してはどうかということなので、以上で質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で8番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりいただきたいと思います。

午後 2時17分休憩

午後 2時30分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日14日は休会とし、15日は午後2時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、会議10分前までに時間厳守の上ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時32分散会

平成22年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成22年9月15日 午後2時07分開議

1. 出席議員

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	赤 津 康 明
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	高 橋 洋 造
町 民 課 長	松 崎 榮
保 険 課 長	川 又 重 光
健 康 福 祉 課 長	山 口 充 彦
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	柳 橋 和 幸
会計管理者（会計課長）	加倉井 一 史
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成22年9月15日（水曜日）

午後 2時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第3 | 承認第13号 | 専決処分第13号の承認を求めることについて（平成22年度城里町一般会計補正予算第2号） |
| 日程第4 | 議案第35号 | 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第36号 | 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第37号 | 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第38号 | 工事委託契約の締結について |
| 日程第8 | 議案第39号 | 城里町公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第40号 | 城里町過疎地域自立促進計画について |
| 日程第10 | 議案第41号 | 町道路線の認定について |
| 日程第11 | 議案第42号 | 平成22年度城里町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第43号 | 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第44号 | 平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 議案第45号 | 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第15 | 議案第46号 | 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第16 | 議案第47号 | 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について |

- 日程第17 議案第48号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第19 議案第50号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第51号 平成21年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第52号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第53号 平成21年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第54号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第24 議案第55号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第25 議案第56号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第26 議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第27 陳情第2号 「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出」に関する陳情
- 日程第28 陳情第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書
- 日程第29 報告第11号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第30 報告第12号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第31 報告第13号 平成21年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第32 報告第14号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

追加日程

- 発議第2号 県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書
- 発議第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第13号
- 議案第35号
- 議案第36号
- 議案第37号
- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号

議案第42号

議案第43号

議案第44号

議案第45号

議案第46号

議案第47号

議案第48号

議案第49号

議案第50号

議案第51号

議案第52号

議案第53号

議案第54号

議案第55号

議案第56号

議案第57号

陳情第2号

陳情第3号

報告第11号

報告第12号

報告第13号

報告第14号

追加日程

発議第2号

発議第3号

午後 2時07分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席
しております。

傍聴人 1 名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議
事日程第 3 号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願いたいと思います。

承認第 13 号 専決処分第 13 号の承認を求めることについて（平成 22 年度城里町一 般会計補正予算第 2 号）

○議長（小松崎三夫君） 本日は議案質疑から入ります。
初めに、承認第 13 号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 35 号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ いて

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第 35 号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 36 号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第 36 号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 37 号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第 37 号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 38 号 工事委託契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 39 号 城里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 40 号 城里町過疎地域自立促進計画について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。

12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 議案第40号について質疑をいたします。

これは過疎対策地域自立計画についてでありますけれども、この自立促進計画の中で基本方針が定められておりますけれども、施策ごとの事業計画、これが出されているものと出されていないものがあるわけです。

七会地区においては非常に高齢化が進展しているという現状でありながら、高齢化の福祉向上に対する具体的な施策、これが含まれていない。また、教育面においても、教育の振興について今後どのようにしていくのかという具体的な事業計画がなされておられません。

ほかの項目はしっかりと事業計画がうたわれておりますけれども、この一番重要であると思う高齢者の福祉向上、そして、教育の振興についての事業計画が抜けているというこの意味は何を指すのか。ちょっと疑問に思いますので、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 12番三村由利子議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

福祉関係と教育費にその施策内容が計上されていないということだと思いますけれども、うちの課が窓口となりまして、各関係所管にその施策、その後の対策、問題点の把握とか、すべてお願いしてまとめた結果が今回の計画でありますけれども、今申し上げましたように、福祉の部分と教育の部分については、施策の計上要求がなかったもので、今回計上さ

れておりません。

あと福祉等につきましては、福祉計画書等が作成されておりますので、それらについて網羅されていると思います。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 福祉計画は町の福祉計画であって、この過疎地域、七会地区における福祉計画ではないと思うんです。ですから、町の福祉計画とダブる面もあると思いますが、この過疎の特例法に基づいた具体的な事業計画がなぜここに計上されなかったのかということを疑問に思います。

それから、教育の面でも要求がなかったということではありますが、平成23年4月からこの特例法が有効になるわけですが、平成23年度からは統合という新しい学校教育が始まるわけでありますので、そういう面においても、この事業計画というものが新たにここに掲示されるべきではなかろうかと思っておりますが、その辺について再度お伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長山口充彦君。

○健康福祉課長（山口充彦君） 三村議員のご質問にお答えしたいと思います。

福祉関係につきましては、町の計画の中に組み込んでおりまして、過疎を特別引き離すということとはできないというわけでございまして、これからの対策だけを一応挙げておいたわけでございます。町全体の計画から切り離して、七会地区だけをやることは考えていないということでございます。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） この第40号に関しては、七会に限定した議案ですよ。ですから、七会だけに限定できないということの意味がちょっと私には理解できません。

そして、一番問題なのは、福祉、あるいは教育の面で、皆さん専門の方たちがこの計画に委員として意見を述べているかということが、甚だこの計画を見る限りでは疑問に思うわけですが、教育委員会などもこの計画書に参加されて、意見を述べられているということで理解していいですか。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長茅根文夫君。

○教育委員会事務局長（茅根文夫君） 12番三村議員さんにお答えいたします。

この計画には教育委員会のほうも参加しております。また、教育委員会のほうの部門につきましては、ハード面が特に学校施設の整備とか、体育館の整備とか、そちらのほうが大きなウェートを占めるものですから、その点は既に七会地区のほうは整備をされておりますので、今回細かな施策のほうには入らなかったというようなことでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 1 号 町道路線の認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 2 号 平成 2 2 年度城里町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 3 号 平成 2 2 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 4 号 平成 2 2 年度城里町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 5 号 平成 2 2 年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 6 号 平成 2 2 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第47号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第48号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定について

議案第50号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第51号 平成21年度城里町老人保健特別会計決算認定について

議案第52号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第53号 平成21年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第54号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第55号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第56号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について

議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、決算特別委員会に付託されていましたが議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定についてから議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定についての審議結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

9番決算特別委員長小林祥宏君。

〔決算特別委員長小林祥宏君登壇〕

○決算特別委員長（小林祥宏君） 今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託さ

れました議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定についてから議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定についての9件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

総務民生常任委員会は、9月8日午前10時から委員会室において開催し、議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定について所管分から議案第53号 平成21年度城里町介護保険特別会計決算認定についてまでの5件について審査を行いました。

続いて、教育産業常任委員会は、9月9日午前10時から委員会室において開催し、議案第49号 平成21年度城里町一般会計認定について所管分、議案第54号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてから議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定についてまでの5件について審査を行いました。

2常任委員会とも、審査は執行部より関係課局長等の出席を求め、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定についてから議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定についての9件は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程において、各委員から出された主な質疑については、別紙報告書のとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

なお、執行部におかれましては、各委員からのご意見、ご要望、ご指摘につきましては、十分研究を積まれ、行政施策へ反映されることを要望いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いして、報告といたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成21年度城里町議会決算特別委員会報告書が決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

承認第13号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第35号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第36号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第57号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

承認第13号 専決処分第13号の承認を求めることについて（平成22年度城里町一般会計補正予算第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第35号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第36号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号 工事委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号 城里町過疎地域自立促進計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号 平成22年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号 平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号 平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号 平成21年度城里町一般会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号 平成21年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号 平成21年度城里町老人保健特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号 平成21年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号 平成21年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号 平成21年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号 平成21年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第56号 平成21年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第57号 平成21年度城里町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。
以上で採決を終結いたします。

陳情第2号 「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出」に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） これより陳情の審査に入ります。
お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

日程第27、陳情第2号 「県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出」に関する陳情を議題といたします。

本案は、9月7日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

5番教育産業常任委員長関 誠一郎君。

〔教育産業常任委員長関 誠一郎君登壇〕

○教育産業常任委員長（関 誠一郎君） 教育産業常任委員会を代表し、9月7日に付託されました陳情第2号の審査結果について報告いたします。

9月9日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、今県立高校に求められていることは、一人一人の子どもたちが大切にされる教育を実現することであり、学ぶ場を奪うことではありません。小規模校で学んでいる生徒の実態に合わせ、必要な教育的支援のため条件整備を進めるべきであります。また、統廃合することによって、地域のまちづくりにも大きな影響を及ぼすことは必至であります。よって、当委員会では、地域住民の声を聞き、一人一人の子どもたちが大切にされる教育を実現できるよう採択することに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第2号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりいただきたいと思います。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午後 2 時 4 0 分休憩

午後 3 時 0 0 分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま 5 番関 誠一郎君ほか 6 名から、発議第 2 号 県立学校の存続と高校の 30 人以下学級実現を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第 2 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第 2 号 県立高校の存続と高校の 3 0 人以下学級実現を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 日程第 1、発議第 2 号 県立高校の存続と高校の 30 人以下学級実現を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号の意見書の朗読は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第 2 号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります 5 番関 誠一郎君より、発議第 2 号の趣旨説明を求めます。

5 番関 誠一郎君。

〔5 番関 誠一郎君登壇〕

○5 番（関 誠一郎君） 県立高校の存続と高校の 30 人以下学級実現を求める意見書の趣

旨説明を申し上げます。

今、県立高校に求められていることは、一人一人の子どもたちが大切にされる教育を実現することであり、学ぶ場を奪うことではありません。小規模校で学んでいる生徒の実態に合わせ、必要な教育的支援のための条件整備を進めるべきであります。また、統廃合することによって、地域のまちづくりも大きな影響を及ぼすことは必至であります。このようなことから、地域住民の声を聞き、一人一人の子どもたちが大切にされる教育を実現できるよう、意見書を関係大臣に提出すべきと考えます。議員各位の賛同を賜りたくここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑を行います。

発議第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号 県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に茨城県知事あて提出させます。

陳情第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第28、陳情第3号 安心・安全な国民生活の実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情を議題といたします。

本案は、9月7日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

7番総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） それでは、総務民生常任委員会を代表し、9月

7日に付託されました陳情第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書の審査結果についてご報告いたします。

9月8日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。

その結果、政府が平成22年6月22日に閣議決定した地域主権戦略大綱を見ると、みずからの住む地域のことはみずからの責任で決定できるようにするため、地方出先機関の事務・権限の基礎自治体への委譲などがあり、住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分・使途など改善すべき課題がたくさんあります。憲法第25条では、国は社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとし、国民の生命と財産を守ることは国の責務であることから、全会一致で採択することに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第3号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりいただきたいと思います。

なお、議員各位は議員控室でお待ちいただきたいと思います。

午後 3時06分休憩

午後 3時07分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま7番阿久津則男君ほか6名から、発議第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、

直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第3号 安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、発議第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号の意見書の朗読は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります7番阿久津則男君より、発議第3号の趣旨説明を求めます。

7番阿久津則男君。

〔7番阿久津則男君登壇〕

○7番（阿久津則男君） 発議第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

政府が平成22年6月22日に閣議決定した地域主権戦略大綱を見ると、みずからの住む地域のことはみずからの責任で決定できるように、地方出先機関の事務・権限の基礎自治体への委譲などがあり、国が一定の財源を地方に移管したとしても、将来的に補償されるわけでもなく、負担は地方と住民に押しつけられるだけで、国と地方の役割負担、財源の配分・使途など改善すべき課題がたくさんあります。国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備・管理は、国が責任を持って実施することが憲法上の責務です。このようなことから、国民の生命と財産を守ることは国の責務として存続するよう、意見書を関係大臣に提出すべきと思います。議員各位の賛同を賜りたくここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑を行います。

発議第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、茨城県知事あて提出させます。

閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第11号 議会広報委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第29、報告第11号 議会広報委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会広報委員長より報告を求めます。

9番議会広報委員長小林祥宏君。

〔議会広報委員長小林祥宏君登壇〕

○議会広報委員長（小林祥宏君） 議会広報委員会を代表いたしまして、去る7月6日に実施いたしました先進地視察調査につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、親しみやすい読みやすい紙面づくりと編集技術の向上を目的とし、山梨県昭和町広報編集特別委員会の発行状況や編集方法について調査し、意見を交換してまいり

ました。

昭和町では、町民に議会の活動状況や行政の動きを広く知っていただくため、「町民に伝えたいことは何か」「町民が聞きたいことは何か」を基調に、常に新しい気持ちで、毎号町民の目線で構成、編集に取り組んでおり、「難しい見出しは使わない」「文章はできるだけ短くわかりやすく簡潔にする」「記事のポイントに合わせた写真を掲載する」など、親しみのある広報紙づくりに日夜努力しております。

また、紙面においては、町民記載の「昭和町に住んでみて」や、「追跡 あ的一般質問はどうなった？」などを取り入れ、重要な記事をトップに入れるなど、町民に興味を持つような構成となっております。今後城里町議会だよりを発行するに当たり、大いに参考となる研修であり、常に町民の目線に立った議会だよりの編集が大事であるということを痛感した調査研修となりました。

以上、概要を述べさせていただきましたが、詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会研修の報告とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。今後とも町民に親しみやすい広報紙の発刊にご尽力をしていただきたいと思います。

報告第12号 議会運営委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第30、報告第12号 議会運営委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会運営委員長より報告を求めます。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表し、去る7月28日に実施しました先進地視察研修についてご報告をいたします。

本委員会は、本町の議会運営の参考とするため、通年議会を実施し、また、議会活性化に取り組んでいる長野県軽井沢町議会を視察研修してまいりました。

軽井沢町議会では、平成21年1月、全国初、通年議会を導入した北海道白老町議会を視察し、本会議がいつでも再開でき、議会の主体性、機動性を高めることができると、導入についての機運が高まり、議会改革特別委員会を設置し、検討を行い、本年は、試行により3月3日から12月20日までの293日間の会期で実施をしており、来年から本格実施をするとのことでありました。

また、「開かれた議会」「信頼される議会」を目指して、議会日程のお知らせを新聞折り込み等により配布、傍聴者には議会の内容がわかるよう議案書等の資料を配布しております。平成20年から年2回議会報告会を実施し、平成21年からは本会議の録画配信を行っ

ています。

また、本年から今まで「議会報告会」として実施していたものを、議会と何でも話をできる場が必要だということで、「議会とまちづくりを語る会」に変更し、3会場で開催をしているようであります。このような取り組みは、今後の本町議会運営に大いに参考となる研修になりました。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただき、委員会の研修報告とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも開かれた信頼される議会を目指し、議会運営の活性化を図れるようご尽力をいただきたいと思います。

報告第13号 平成21年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率

報告第14号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第31、報告第13号 平成21年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率から日程第32、報告第14号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）については、後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案しました承認1件、議案23件につきましては、慎重審議の上、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年は、過日発表されました長期予報によりますと、今月まで残暑が残り、例年になく遅くまで暑さが続くとのこととあります。しかし、朝夕は秋の深まりを感じるころであります。

今回決定いただきました城里町唯一の観光資源である健康増進施設ホロルの湯、城里町野外活動センターほかの指定管理者の指定については、それぞれの設置目的に沿いつつ、誘客アップに努めるとともに、その代表者として新たな気持ちで誠心誠意施設運営と住民福祉向上に邁進してまいり所存でありますし、城里町過疎地域自立促進計画につきまして

も、事業延長の趣旨を踏まえ、本計画に基づき、公共施設整備に当たってまいる所存であります。

また、議員各位から会期中に賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、秋本番を迎え、各種行事が予定されております。議員各位におかれましては、残暑厳しく公私ご多用の中、城里町発展のため変わらぬご支援を賜りますようお願いいたしまして、本定例会議会の閉会に当たってのごあいさついたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は9日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始極めて熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町長におかれましては、成立いたしました諸議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました各位のご協力に対し、心から感謝申し上げまして、閉会の言葉いたします。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上をもちまして、平成22年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員